

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	高額介護サービス費支払費用貸付事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	青木 順子	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	高額介護サービス費支払費用貸付事業費（01-13-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	荒川区高額介護サービス費支払費用貸付条例・同	
終期設定	有 無	年度	法令等	条例施行規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービスを利用するにあたり、自己負担が高額となりその支払が困難な者に対して、支払に要する費用を貸し付けることにより、その負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険から高額介護サービス費の支給を予定されている要介護・要支援者				
内容	<p>1 貸付限度額 高額介護サービス費相当額×90%（利子は付さない）</p> <p>2 事業実施方法 貸付申請時にサービス提供月の領収書または請求書を提示してもらい、それに基づき貸付額を決定する。 申請から貸付まで、およそ2週間で処理する。 貸付金の償還は、高額介護サービス費の受領の権限及び貸付費用の償還に関する権限を区長に委任することにより行うことを原則とする。（高額介護サービス費の支給額と相殺する。）</p>				
経過	平成12年度介護保険法施行時から実施				
必要性	介護保険法の理念である「共同連帯の理念」に基づき、能力に応じた受益者負担を求める一方で、負担能力の低い者に対して一定の配慮を行う制度として必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	40	40	40	40	40	40	40
	決算額（23年度は見込み）	0	0	0	15	0	0	40
	人件費等		854	854	847	407	436	
	減価償却費						145	
	【事務分担量】（%）		10	10	10	5	5	
	合計（+ +）	0	854	854	862	407	436	40
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	854	854	862	407	436	40
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	貸付件数	0	0	0	1	0	0	1

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	0	郵送料（通知書）	1
貸付金	貸付金	0	貸付金	0	貸付金	39	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	貸付件数（件）	1	0	0	1		

（問題点・課題）	<p>制度開始以来ケアマネージャー等への周知やチラシの配布を行ってきたが、制度の利用が少ない状況にある。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 4 区）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、北区、練馬区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>周知用チラシの改良やホームページの標記の見直しを通じて、制度周知を行う。</p>	<p>本事業による貸付を必要とする方に、確実に利用していただく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	<p>条例事業であり、セイフティネットとして制度を維持する。</p>

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	訪問介護自己負担額軽減事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村 総司
		<b>担当者名</b>	稲葉 幸子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	訪問介護自己負担額軽減費(01-02-12)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	20 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区の高齢者・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	訪問介護等を利用する低所得者のうち、荒川区障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者に対し、利用者負担の一部を補助し、保健医療の向上、福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	低所得者であって、介護保険法施行時に障がい者施策による訪問介護を利用していた要介護者等				
<b>内容</b>	<p>経過措置対象者：生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に属する者で、次のいずれかに該当し、かつ、前年度末現在において本事業の対象者である者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者</p> <p>（2）法施行前1年間に高齢者及び障がい者ホームヘルプサービスの利用実績がある者で、65歳以前の障がいを原因とした手帳の交付を受けており、障がい者ホームヘルプサービスの対象となる者</p> <p>（3）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者</p>				
<b>経過</b>	<p>経過措置対象者</p> <p>【利用者負担割合】</p> <p>平成19年6月まで：3%（区助成率7%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成20年6月まで：6%（区助成率4%、財源は国1/2、都1/4、区1/4）</p> <p>平成24年3月まで：3%（区助成率7%）</p> <p>国の特別対策としての本制度は平成20年6月末をもって終了したが、それ以降についても、区単独事業として助成を継続している。（生活保護受給者を除く。）</p>				
<b>必要性</b>	障害者が自立した尊厳ある生活を営むために、急激な変化を緩和する措置として必要である。				
<b>実施方法</b>	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>利用者は、必要書類を添えて区に認定申請を行う。                  区は内容を審査し、利用者に決定通知をする。                  利用者は、通知書を提示してサービスを利用する。                  （軽減後、利用料（3%）を事業者に支払う）                  利用者は、利用する訪問介護サービス事業者に対して、受領の権限を委任する。                  事業者は、月ごとに取りまとめて区に補助申請をする。（月末締め・翌月中までに申請）                  区は、内容を審査し、事業者に補助金を支払う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> </div>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	8,467	6,379	4,075	3,341	4,062	3,008	2,354
	決算額（23年度は見込み）	7,573	6,118	3,374	3,093	2,512	2,228	2,354
	人件費等	2,586	3,416	3,416	1,694	814	1,308	
	減価償却費						436	
	【事務分担当量】（%）	30	40	40	20	10	15	
	合計（+ +）	10,159	9,534	6,790	4,787	3,326	3,536	2,354
	国（特定財源）	3,723	2,897	1,650	1,547			
	都（特定財源）	1,862	1,449	825	774			
	その他（特定財源）							
一般財源	4,574	5,188	4,315	772	3,326	3,536	2,354	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	高齢者分（千円）	5,219	391					
	経過措置対象者分（千円）保険給付費分	7,388	6,510	5,689	507			
	経過措置対象者分（千円）区単独補助分				2,426	2,413	2,189	2,311
	審査支払手数料（千円）	274	116	90	99	1	0	

## 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	事務用消耗品	3	事務用消耗品	3	事務用消耗品	4
役務費	郵送料（通知書）	33	郵送料（通知書）	36	郵送料（通知書）	39	
負担金	負担金軽減費	2,472	負担金軽減費	2,189	負担金軽減費	2,311	
償還金	H20償還金	5					

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	助成件数（件）	459	494	488	470		平成23年度は、予算の積算根拠
	認定者数	69	56	44	51		年度末の認定者数 1人あたりの平均支出額 ¥49,758 平成23年度は、予算の積算根拠
							事業所数 平成23年3月末現在 区内 27 区外 5

（問題点・課題）	毎月、訪問介護サービス事業者が代理申請する方式を採用しているが、申請額が少額の事業者もあり、事業者にとって手続きが煩雑になっている。
他区の実況	（実施 4 区                      未実施 18 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	要綱改正を含め、補助金支給申請方法について検討する。	支給申請に関する事業者の負担を軽減するとともに支給事務の効率化が図られる。

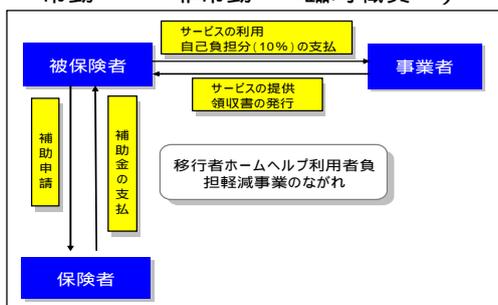
事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	低所得の障がい者の日常生活を支援するために必要である。

況議 （要質 旨問 状）	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村 総司
		<b>担当者名</b>	稲葉 幸子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業費(01-02-13)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	18 年度	<b>根拠法令等</b>	介護保険移行者ホームヘルプ利用負担軽減事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	障害者自立支援法の施行に伴い、区が行っているホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置を利用していた低所得者が、介護保険法の規定による保険給付の対象者として移行し、ホームヘルプサービスを利用する場合に、保険給付の利用者負担の一部を助成し、保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	低所得者であって、障害者自立支援法施行後に介護給付の対象者に移行した者で、障害者自立支援法による訪問介護を利用していた要介護者等				
<b>内容</b>	<p>利用対象者：次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの</p> <p>1 生計中心者が所得税非課税である世帯（生活保護受給世帯に属するものを除く。）に属する者で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者。</p> <p>（1）要介護者等で、65歳の年齢到達前1年間に障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>（2）特定疾病による要介護者等で40歳から64歳までの者で、その日前1年の間に、障がい者ホームヘルプサービス及び荒川区難病患者等ホームヘルプサービス事業の利用実績がある者</p> <p>2 7月から12月にあつては前年の、1月から6月にあつてはその前々年の所得により、生計中心者が所得税法の規定による課税がされていない者。</p> <p>利用者負担：3%（本来10%）。</p>				
<b>経過</b>	平成18年4月 障害者自立支援法の施行に伴い、激変緩和措置として実施。（区単独事業） （平成18年9月8日要綱決定）				
<b>必要性</b>	急激な負担増に対応することが困難な障がい者が自立した生活を営むために、激変緩和措置は必要である。				
<b>実施方法</b>	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>利用者は、訪問介護サービスを利用し、自己負担分（10%）を事業者を支払う。 事業者は、サービスを提供し、利用者から受領した自己負担分について領収書を発行する。 利用者は、区に対し領収書を添付して補助申請を行う。（3ヶ月毎） 区は、内容を審査し、補助金を支払う。 区は、新規の要介護認定者のうち、自立支援法による訪問介護を利用していた人を抽出し、申請の動奨を行うことで対象者を捕捉している。（毎月）</p>				



		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額			810	393	449	603	528
	決算額（23年度は見込み）			23	70	103	123	528
	人件費等		1,708	1,708	1,694	407	436	
	減価償却費						145	
	【事務分担量】（%）			20	20	20	5	5
	合計（+ +）	0	1,708	1,731	1,764	510	559	528
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
<b>実績の推移</b>	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	移行利用者負担軽減費（千円）		0	23	70	100	117	518

## 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需要費	事務用消耗品	1		事務用消耗品	1	事務用消耗品
役務費	郵送料（通知書）	2		郵送料（通知書）	5	郵送料（通知書）	9
負担金	負担金軽減費	100		負担金軽減費	117	負担金軽減費	518

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	助成件数（件）	29	47	58	63		
	認定者数	6	8	7	13		1人あたりの平均支出額 ¥16,779
							事業所数 平成23年3月末現在 区内 5 区外 0

（問題点・課題分析）	<p>本制度においては、対象者がサービスを利用した場合、一旦、自己負担額（10%）全額を負担しなければならず、同様の目的である「訪問介護負担額軽減事業」の利用者と比較すると負担が大きい。</p>
他区の実況	<p>（実施 4 区                      未実施 18 区）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
「訪問介護自己負担軽減額軽減事業」と同様の処理を検討する。	利用者の負担軽減を図るとともに、効率的な事務執行が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障がい者関連施策上必要な手段である。

議会議事録（要旨）	
-----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護保険サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	青木 順子	内線	2 4 3 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	介護保険サービス利用者負担軽減費（01-02-14）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	利用者負担額減額制度実施要綱・補助要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護・要支援認定者のうち、低所得者で特に生計を営むことが困難である者及び生活保護受給者に対し、国の特別対策である「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」、都制度である「介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」により、利用者負担額を軽減することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者で区民税非課税世帯に属し、特に生計を営むことが困難で、以下の要件をすべて満たす者及び生活保護受給者世帯の年間収入が基準収入額（一人世帯150万円、世帯構成員一人増で50万円を加える）以下 世帯の預貯金額が基準預貯金（一人世帯350万円、世帯構成員一人増で100万円を加える）以下 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しえる資産を有していないこと 負担能力のある親族に扶養されていないこと 介護保険料を滞納していないこと ただし、上記の要件を備えていても、次に該当する場合は対象から除外する。 旧措置入所者に対する利用者負担額減額・免除の該当者				
内容	<p>1 軽減対象サービス：（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）指定介護老人福祉施設における施設サービス（5）夜間対応型訪問介護（6）認知症対応型通所介護（7）小規模多機能型居宅介護（8）地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（9）介護予防訪問介護（10）介護予防通所介護（11）介護予防短期入所生活介護（12）介護予防認知症対応型通所介護（13）介護予防小規模多機能型居宅介護（14）訪問入浴介護（15）訪問看護（16）訪問リハビリテーション（17）通所リハビリテーション（18）短期入所療養介護（19）介護予防訪問入浴介護（20）介護予防訪問看護（21）介護予防訪問リハビリテーション（23）介護予防短期入所療養介護（生活保護受給者は（3）短期入所生活介護（4）指定介護老人福祉施設における施設サービス（8）地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（11）介護予防短期入所生活介護）</p> <p>ただし、訪問介護利用負担減額認定を受けている人の「訪問介護」は軽減対象外</p> <p>2 軽減制度による本人負担割合：3/4(軽減分1/4) (生活保護受給者については、利用者負担額の全額(100/100))</p> <p>3 軽減分負担割合：(社会福祉法人等の場合) ・申請事業者1/2・国1/4・都1/8・区1/8 (その他の事業者の場合) ・申請事業者1/2・都1/4・区1/4</p>				
経過	<p>平成14年1月 軽減措置開始(利用者負担割合1/2、軽減割合1/2)</p> <p>平成15年7月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更</p> <p>平成17年10月 制度改正により、対象サービス、負担割合変更(利用者負担割合を3/4とする(老齢福祉年金受給者は1/2))</p> <p>平成18年7月 税制改正に伴う激変緩和措置開始(平成20年6月終了) (平成16年度及び平成17年度の税制改正に伴い利用者負担段階が2段階以上上昇した人について、税制改正がない場合に該当する段階から1段階上げた利用者負担段階を適用する。)</p> <p>平成21年4月 介護報酬改定に伴う激変緩和措置開始(利用者負担割合を28/100とする。(老齢福祉年金受給者は53/100) 食費・居住費等の軽減割合は据え置き)</p> <p>平成23年3月末 介護報酬改定に伴う激変緩和措置終了(利用者負担割合を25/100とする。)(老齢福祉年金受給者は1/2)</p> <p>平成23年4月 制度改正により、対象要件、対象利用負担額の変更(短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス・介護予防短期入所生活介護における個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額については生活保護受給者を対象とし全額軽減対象とする。)</p>				
必要性	低所得者で生計を営むことが困難である者に対する自己負担分の負担軽減を図り、その生活の安定を図る上で必要性が高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 利用者の対象確認申請に基づき区が資格要件を確認して、対象者に決定通知・認定証を交付する。 利用者は、サービスを受けるにあたり、社会福祉法人、事業者に認定証を提示することで、利用料の軽減を受ける。 社会福祉法人、事業者は軽減額の1/2に相当する補助金を区に請求する。 区は内容を審査して年2回(上半期・下半期)ごとに支払を行う。 区は、都に対して、年1回補助申請を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	9,129	10,553	2,156	2,516	2,072	2,219	2,142	
決算額(23年度は見込み)	4,374	2,292	1,867	2,027	1,967	1,959	2,142	
人件費等	1,724	3,416	3,416	1,694	1,629	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担当】(%)	20	40	40	20	20	20		
合計(+)	6,098	5,708	5,283	3,721	3,596	3,703	2,142	
国(特定財源)								
都(特定財源)	2,619	1,137	1,016	995	1,169	1,065	1,135	
その他(特定財源)								
一般財源	3,479	4,571	4,267	2,726	2,427	2,638	1,007	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	社会福祉法人等(千円)	2,986	1,322	976	1,189	1,294	1,316	1,538
	介護サービス提供事業者(千円)	1,166	792	724	685	601	486	580

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	窓あき封筒	1	窓あき封筒	2	窓あき封筒	2
	役務費	郵送料（通知書）	11	郵送料（通知書）	14	郵送料（通知書）	22
	負担金	軽減補助金	1,895	軽減補助金	1,803	軽減補助金	2,118
	償還金	H20償還金	60	H21償還金	141		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	軽減制度利用者数	79	73	71	100	120	年度末認定者
	軽減制度申出社会福祉法人 ( )は区内	35 (26)	36 (26)	53 (44)	40 (29)	45 (34)	1事業所あたりの平均支出額 平成23年3月末現在 社会福祉法人 ¥24,839 事業所 ¥6,317
	軽減制度申出事業所数 ( )は区内	77 (58)	71 (58)	77 (64)	80 (68)	115 (100)	

（問題点・課題）	潜在的な制度対象者に対して、申請者数が少ないと思われる。補助額に比して事務手続きが煩雑であり、事業者の負担となっている。平成23年度末及び平成24年度末に新型特養が新設され、補助対象額が拡大される見込みである。	生保受給者の居住費負担見込み								
		自己負担限度額	利用日数	床数	サービス利用者		第一段階		区負担割合 1/4	
他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区)	居住費 (ユニット型)	820円	365日	70床	施設サービス	短期入所サービス	施設サービス	短期入所サービス	560,096円

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
チラシやホームページの改良、窓口での勧奨を通じ、対象者への制度周知を強化して、利用者の増加を図る。	制度対象者でありながら、申請にいたっていなかった利用者の負担を軽減できる。
事業者が請求手続きを行う際の負担軽減策を検討する。	事業者の負担を軽減することで、申出事業者数の増加を期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	介護保険制度を補う国・都の補助事業であり、利用者負担軽減に直接寄与するものである。

議（要旨）	況（質問）
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所人材育成補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	介護サービス人材確保事業費（01-18-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区介護サービス事業所人材育成事業補助金	
終期設定	有 無	年度	法令等	交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区内の介護サービス事業所がその事業所に勤務する者に介護職員基礎研修を受講させる場合又は訪問介護員の資格を取得をさせる場合に、事業所が負担した費用に対して補助を行うことにより、事業所の経費負担の軽減を図り、もって事業所が質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供できる基盤を整備する。				
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等				
内容	<p>1 介護職員基礎研修に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等でサービス提供責任者、主任介護職員等の就任予定者が、介護職員基礎研修を修了した場合 内容：介護職員基礎研修受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）</p> <p>2 訪問介護員1級取得に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の訪問介護員等でサービス提供責任者就任予定者が、訪問介護員1級を取得した場合 内容：訪問介護員1級取得受講料の全額を補助（上限額：1人につき18万円）</p> <p>3 訪問介護員2級取得に要する補助 要件：区内で1年以上事業実績のある事業所の介護従業者等が、訪問介護員2級を取得した場合 内容：訪問介護員2級取得受講料の全額を補助（上限額：1人につき10万円）</p>				
経過	平成21年度 事業開始 平成22年度 補助対象に介護職員基礎研修を追加				
必要性	質の高い介護サービスを実現するために、区内介護サービス事業所の質の高い人材育成を支援することは必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額					6,800	3,800	3,800	
決算額（23年度は見込み）					1,428	2,645	3,800	
人件費等					2,443	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】（%）					30	20		
合計（ + + ）	0	0	0	0	3,871	4,970	3,800	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	3,871	4,970	3,800	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
基礎研修修了者・1級取得者（人）					2	8	10	
2級取得者（人）					13	18	20	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	1級取得補助		340	基礎研修・1級取得補助	1,254	基礎研修・1級取得補助	1,800
	2級取得補助		1,088	2級取得補助	1,391	2級取得補助	2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	介護職員基礎研修修了者		-	4(4)	9(13)	40	補助金を活用して資格を取得した者の数 ( )内は累計数
	訪問介護員1級取得者		2(2)	4(6)	1(7)	10	
	訪問介護員2級取得者		13(13)	18(31)	20(51)	100	

（問題点・課題分析）	訪問介護1級、2級については、その資格が段階的に一元化されていくため、実態に合わせた資格取得補助の事業見直しが必要である。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 資格取得支援種類 訪問介護員2級 8区、介護福祉士 1区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
実情に合わせ、介護職員基礎課程を中心とした補助制度となるよう検討する。	区内における基礎課程資格取得者を増加させることにより、区内の更なるケアの質の向上に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区内における質の高い介護サービスが安定的かつ継続的に供給されるためには、区内事業所が良質な介護労働者の人材を確保することが重要である。

（状況）	H20.3定 介護事業者、介護従事者への支援について H20.4定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
------	---

## 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業所雇用創出補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	野本 裕之	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 21年度	根拠	荒川区介護サービス事業所雇用創出事業補助金		
終期設定	有 無 21年度	法令等	交付要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービス分野における人材不足の現況を鑑み、区内の介護サービス事業所において新規に従業者を雇用し、雇用確保、人材育成等を図る事業者に対して補助を行うことにより、介護サービス事業所における安定的な人員体制の確保及びサービス提供基盤の整備を図る。				
対象者等	区内で1年以上事業実績のある事業所を有する指定介護サービス事業者等				
内容	<p>1 補助条件 区内に事業所のある指定介護サービス事業者等で、以下の要件をすべて満たす者を平成21年1月1日から9月30日までに雇用し、その者を区内の事業所で6か月以上雇用するものとする。 （1）週16時間以上勤務すること。 （2）過去1年以内に介護関係の業務に携わっていないこと。 （3）介護関係資格の無資格者の場合には、訪問介護員2級を取得させる予定があること。</p> <p>2 補助額 補助の対象となる新規雇用者は、1事業所につき1人までとする。 （1）週30時間以上勤務の場合 100万円 （2）週30時間未満勤務の場合 70万円</p> <p>3 その他 6か月以上雇用しなかった場合は、雇用しなかった月数に応じて事業者から補助金を返還させるものとする。また、同一人物について重複しての補助は行わない。</p>				
経過	平成21年度限りの単年度事業				
必要性	区内の介護サービス事業所での介護人材が不足している現状において、新たな人材を緊急に確保する目的として、また区の財政負担から単年度限りの事業として実施				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額					30,000			
決算額（23年度は見込み）					26,400			
人件費等					2,443			
減価償却費								
【事務分担量】（%）					30			
合計（ + + ）	0	0	0	0	28,843	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	28,843	0	0	
実績の推移	事項名							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
新規雇用に係る助成人数					29			

## 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	新規雇用に係る助成	26,400				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	継続雇用者数		27				補助金を活用して雇用された者のうち、6か月以上継続して勤務した雇用者数

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（実施 7 区                      未実施 15 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	平成21年度限りの事務事業

議 （要質旨問状）	H20.3定 介護事業者、介護従事者への支援について H20.4定 介護労働者への財政的支援について 介護現場の実態調査を行い、労働条件を改善することについて
--------------	---

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業者専門指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	介護サービス事業者専門指導事業（01-19-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区内介護サービス事業所に対し、労務・税務・会計等の専門性の高い分野の集団指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な事業所運営を促す。				
対象者等	区内介護サービス事業所				
内容	1 相談の種類及び実施方法等 集団指導 専門家（税理士・社会保険労務士等）による法令遵守等の指導 1回あたり2時間予定 講師謝礼単価 13,000円/時				
経過	平成20年10月 事業開始（個別指導のみ） 平成22年度 法律相談を廃止したことで、個別指導だけでなく、集団指導も追加した。 平成23年度 個別による指導で、一定の改善がみられたことから税務相談・労務管理相談・経営指導を廃止し個別指導を終了。以降、集団指導のみの対応とした。				
必要性	区内の介護事業者がより質の高い介護サービスを提供するためには、介護保険法に基づく実地指導等とあわせて、事業所運営に欠かせない労務、税務等の専門性の高い分野の知識習得を積極的に支援する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・東京都の区市町村指導検査体制整備補助事業（平成20年度～22年度）を活用（補助率 平成20年度：10/10、平成21.22年度：1/2）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額				807	1,420	1,090	52
	決算額（23年度は見込み）				337	584	328	52
	人件費等					4,072	3,924	
	減価償却費						1,307	
	【事務分担量】（%）					50	45	
	合計（+ +）	0	0	0	337	4,656	5,559	52
	国（特定財源）							
	都（特定財源）				337	291	164	
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	4,365	5,395	52
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	法律相談（件数）				1	3	廃止	廃止
	税務相談（件数）				5	10	11	廃止
	労務管理相談（件数）				2	6	11	廃止
	労務管理・経営診断（件数）				4	5	0	廃止
	集団指導（件数）				0	0	2	2

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報償費	相談謝礼	584	相談謝礼	328	相談謝礼

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
法律相談件数		1	3	-	-	-	
税務相談件数		5	10	11	-	-	
労務管理相談件数		2	6	11	-	-	
経営診断件数		4	5	0	-	-	
集団指導件数		0	0	2	2	2	

（問題点・課題分析）	<p>既存の事業所については、実地指導等において定期的な指導を行っているものの、労務関係の記録等に関する書類不備等が改善がされていない事業所もある。 また、実地指導未実施の新規事業所については、労務関係の状況を把握しきれていない。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>個別の実地指導における労務関係に係る指導結果等を参考にし、効果的なテーマを選んで集団指導を実施する。</p>	<p>良質かつ安定的な事業運営を行うことができ、介護サービスの継続的な提供に資することができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	<p>介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度である。 適切な介護サービス提供を実現するには、介護サービス提供事業者の適切な事業所運営体制を構築することが必要である。</p>

議会議況（要旨）	
----------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	指定介護予防支援補助事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	荒川区指定介護予防支援事業補助金交付要綱
終期設定	有	無	21年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険の要支援者（要支援1・2）の介護予防ケアプランを作成する際にかかる地域包括支援センターの人員費について、区がその費用の一部を補助することにより、安定的な地域包括支援センターの運営及び介護予防ケアプラン作成体制の充実を図る。				
対象者等	区内地域包括支援センター5ヶ所				
内容	地域包括支援センターの主任介護支援専門員等が特定高齢者把握や特定高齢者のプラン作成に専念できるように、介護予防ケアプランの作成を行う専任の職員を配置し、その人員費の一部を補助する。				
	1 補助対象経費 介護予防ケアプランを作成する地域包括支援センターの専任職員人員費  2 補助額 (1)と(2)のいずれか少ない額から、介護予防ケアプラン作成により得た介護報酬を控除した額 (1)前年度に作成した介護予防ケアプラン月平均件数を80で除して得た数小数点未満の端数は、切り上げ）に300万円を乗じて得た額 (2)補助対象経費の実支出額				
経過	平成20年度 事業開始 平成21年度 事業終了 本補助制度の実施により、包括的支援事業等（特定高齢者の把握、プランの作成等）の実績に一定の効果はあったものの、プラン作成の職員を専任とすることとしているため、介護予防ケアマネジメントの一体性・継続性が十分に図られない。補助の仕組みが差額補助となっているため、プラン作成へのインセンティブが働きづらい。等の問題点があったため、平成22年度以降、本事業を廃止し、地域支援事業費を充実させることで地域包括支援センター機能の更なる強化を図ることとした。				
必要性	介護予防ケアプラン作成にかかる人員体制の安定的な確保を図り、プランの作成を円滑に進めていくために必要である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額				42,000	24,240	0	0	
決算額（23年度は見込み）				9,245	6,081	0	0	
人件費等				0	1,222			
減価償却費								
【事務分担量】（%）				0	15			
合計（ + + ）	0	0	0	9,245	7,303	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	9,245	7,303	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	介護予防ケアプラン作成数（延べ）		5,662	10,467	11,270	11,838		

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	プラン作成にかかる人件費補助	6,081	プラン作成にかかる人件費補助	0	プラン作成にかかる人件費補助	0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	介護予防プラン作成数（延べ）	11,270	11,838				要支援1・2の高齢者に対し作成した介護予防プラン数

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 6 区                      未実施 16 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	平成21年度事業終了。 地域包括支援センター事業を充実させることで地域包括支援センター機能の更なる強化を図る。

議（要旨） 況（質問状）	
-----------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	地域密着型サービス事業所の整備	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	森島 伸美	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	地域密着型サービス拠点等整備費補助事業費（01-16-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	介護保険法、荒川区地域密着型サービス事業者の	
終期設定	有 無	年度	法令等	指定等に関する規則、整備費補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市「1」			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	区内における地域密着型サービス提供基盤を確保し、高齢者が中重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で良質かつ安定的な介護サービスの提供を受けることができるよう、整備する際の経費の一部補助、事業所の指定及び更新等を行うことを目的とする。				
対象者等	地域密着型サービス事業所を運営又は運営しようとする事業者				
内容	<p>1 補助及び指定等の対象先                      夜間対応型訪問介護（介護予防）認知症対応型通所介護（介護予防）小規模多機能型居宅介護（介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                      認知症高齢者グループホーム防火対策緊急整備支援事業（平成19年度～23年度）                      補助対象は、上記施設の建設費又は改修費、備品費等であって、第4期荒川区介護保険事業計画に適合したものとする。</p> <p>2 地域密着型サービス事業所の指定及び更新等                      指定後の良質かつ適正で安定的なサービス提供を図るため、申請前の事前協議の段階で適切な指導を実施するとともに、指定後の実地指導や更新につなげていく。また変更届に対し適切に診査を実施していく。</p> <p>3 地域密着型サービス運営委員会（介護保険運営協議会）の設置                      サービス事業者の適正な運営を確保するために、運営委員会を設置し、質の確保等必要事項を協議する。</p> <p>4 監査の（実地検査）の実施【再掲 06-04-16参照】                      必要に応じて監査を実施し、勧告・命令・指定取り消し等の措置を実施する。</p> <p>5 運営推進会議                      （認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ該当）                      利用者、家族、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の開催を支援する。</p> <p>6 区外指定事業所、区外みなし指定事業所について                      平成18年4月の改正介護保険法施行の際、認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護を利用する荒川区民がいる場合、地域密着型サービス事業所としての指定を受けたものとみなす、「みなし指定事業所」（介護保険法附則第10条、介護保険法施行令附則第3条、第5条）と、必要性、緊急性等を勘案し、明確な理由があると認められ、かつ、相手方自治体の同意のもと指定可能な区外指定事業所がある。                      平成22年度末時点の事業所数                      区外指定事業所数 24事業所      みなし指定事業所数 9事業所</p>				
経過	平成18年4月 介護保険法改正 「地域密着型サービス」の創設、区市町村による指定開始 平成18年9月 補助金交付要綱制定 平成23年3月 補助金交付要綱一部改正 平成22年度末事業所累計数 夜間対応型訪問介護 1ヶ所      認知症対応型通所介護 10ヶ所      小規模多機能型居宅介護 1ヶ所 認知症対応型共同生活介護 7ヶ所				
必要性	良質かつ安定的な介護サービスの提供が可能となることから必要である。 （指定等事務については、介護保険法第78条の2、第115条の11の規定で定められたもの）				
実施方法	（ 直営      一部委託      全部委託 ）      （ 直営の場合      常勤      非常勤      臨時職員 ） 事業者と事業を進めるための事前協議      「地域介護・福祉空間整備等交付金」・「都補助金」申請 交付決定      事業者への補助実施      指定申請手続き      指定決定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額		35,000	70,000	63,800	205,700	222,500	453,811	
決算額（23年度は見込み）		35,000	3,520	54,400	12,538	5,950	453,811	
人件費等		3,416	3,416	2,626	2,443	3,924		
減価償却費						1,307		
【事務分担当量】（%）		40	40	31	30	45		
合計（+ +）	0	38,416	6,936	57,026	14,981	9,874	453,811	
国（特定財源）		35,000		10,000	8,550	4,140	30,000	
都（特定財源）			1,760	42,200	991	1,505	410,167	
その他（特定財源）								
一般財源	0	3,416	5,176	4,826	5,440	4,229	13,644	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）		2	0	2	0	1	8
	認知症グループホーム防火対策緊急整備(件)		0	1	1	2	1	0
	地域密着型事業所指定数（夜間対応）		1	0	0	0	0	0
	（認知通所）		7	1	1	1	0	1
	（小規模多機能）		2	1	0	0	0	1
	（認知症共同生活）		4	1	2	1	0	3

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費					選定委員会外部委員報償費	465
職員旅費					選定委員会現地審査	90
特別旅費					選定委員会現地審査	105
食糧費					選定委員会食糧費	16
負担金補助及び交付金	認知症グループホーム防火対策整備	10,533	認知症グループホーム整備	1,200	認知症グループホーム整備	250,000
			認知症対応型通所介護整備	0	認知症対応型通所介護整備	30,000
			認知症グループホーム防火対策整備	4,750	夜間対応型訪問介護整備	35,000
					小規模多機能型居宅介護整備	64,935
償還金利息及び割引料	返還金及び違約加算金	2,005			施設開設準備経費補助	73,200

指標名	指標の推移					目標値 (25年度)	指標に関する説明
	20年度	21年度	22年度	23年度			
地域密着型整備費補助件数（年度ごと累計）	3	2	2	8		整備費補助件数及び事業所指定数の目標値である28年度は、計画が策定されていないため未記入としている。 事業所指定数は各年度末での累計数	
地域密着型事業所指定数（夜間対応型訪問介護）	1	1	1	1			
地域密着型事業所指定数（介護予防）認知症対応型通所介護	9	10	10	11			
地域密着型事業所指定数（介護予防）小規模多機能型居宅介護	1	1	1	2			
地域密着型事業所指定数（介護予防）認知症対応型共同生活介護	6	7	7	10			

問題点・課題 （指標分析）	補助金申請から交付に至るまでの事務取扱方法が不明確で、事務が煩雑になっているだけでなく、事業者にもわかりづらい。 事業者からの随時募集方式を取っており、開設時期が計画的に設定できないだけでなく、サービスの質の担保がしづらい。 特に、認知症対応型共同生活介護については、地域に偏在して事業所が設置される傾向がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
公募制導入に合わせて、事務処理手順等を作成する。	事務の取扱が明確になり、事務の効率化が図れる。
認知症対応型共同生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所については、公募制を実施する。	計画に見合った地域密着型サービスの量と質を確保することができる。
地域偏在の原因についての分析を行い、サービス量の少ない地域の事業者の参入を促進するしくみをつくる。	地域密着型サービス事業所の偏在が解消される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	地域密着型サービスの充実、区民が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活するために必要不可欠な介護保険サービスである。

況議 （要質 旨問 状）	H18.3定 認知症高齢者のグループホームや高齢者住宅のきめ細かい設置について H21.2定 地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護の拡充について H21.3定 都営住宅を活用した認知症高齢者グループホームの設置について
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	小規模多機能型居宅介護事業者支援補助（01-21-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠	荒川区小規模多機能型居宅介護サービスの試行	
終期設定	有 無	年度	法令等	利用に係る補助金交付要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	小規模多機能型居宅介護サービスの試行的利用（保険給付対象外）を希望する要支援者及び要介護者を受け入れる事業者に対して、これに係る経費（通いサービス及び泊まりサービス）について補助を実施することにより、地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進を図る。				
対象者等	小規模多機能型居宅介護を初めて利用する要支援者及び要介護者で、かつ試行的利用者（契約を前提に、契約締結前にサービスを利用する者）を受け入れる事業者				
内容	<p>〔事業のねらい・効果〕 地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービス利用者の負担軽減を図り、その利用を促進することで、地域密着型サービス提供基盤の安定的かつ継続的な確保を図る。</p> <p>〔補助対象者〕 荒川区内に小規模多機能型居宅介護サービス事業所を有する介護保険サービス事業者</p> <p>〔補助対象経費〕 介護保険給付対象経費（通いサービス・泊まりサービス）ただし、試行の当初利用予定日から7日間のうち、4日を限度とする。 （ただし、1月当たり登録定員の1割（小数点以下端数切り上げ）を超えない範囲とする）</p> <p>〔補助額〕 試行利用する者の要介護度に応じた金額に、試行利用に係る日数を乗じる。 要支援1 1,500円 要支援2 2,800円 要介護1 4,000円 要介護2 5,800円 要介護3 8,200円 要介護4 9,100円 要介護5 10,000円</p>				
経過	平成22年度からの新規事業				
必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護サービスを利用する場合は、従前のケアマネジャーやサービスを引き続き利用することができない等の制約があり、要介護者や家族がその利用を検討する場合に慎重にならざるを得ないため、利用を思いとどまるケースがある。</li> <li>・上記を解消するため、事業所において「試行的利用」制度を設けているが、正式な利用にいたらなかった場合に、利用者との関係から、利用料の徴収が困難なケースも多く、事業運営上の理由から、事業者側も試行的利用を制限さざるを得ない。</li> <li>・小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者へ同時に複数のサービス（通所、訪問、宿泊）を提供できる介護サービス事業所であることから、利用促進を図る必要がある。</li> </ul>				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額							1,009	788
決算額（23年度は見込み）							28	788
人件費等							1,308	
減価償却費							436	
【事務分担量】（%）							15	
合計（+ +）		0	0	0	0	0	1,772	788
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	0	1,772	788
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	試行的利用の利用者数（人）						3	24

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金			小規模事業者支援補助	28	小規模事業者支援補助	788

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	試行的利用者数（延べ人数）			3(6)	24(96)	48(192)	1ヶ月に2人の利用者を想定 (目標は1ヶ月に4人) ( )内は試行利用延べ日数

（問題点・課題）	<p>新規開設事業所への趣旨普及を行う必要がある。 既存施設が満床状態のため、試行利用が進んでいない。 制度の主旨から、利用定員が充足し、事業運営が軌道に乗っている事業所に対しての補助を見直す必要がある。</p>
他区の実況	（実施 0 区                      未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成23年度、24年度中に2ヶ所の小規模多機能型居宅介護事業所が開設予定であるため、事業所開設前の指定申請時に本事業についての説明を行い、周知を図る。	新規開設時から本制度を活用することで、新規利用者の確保を図る。
利用者、ケアマネジャーへ、再度、本事業の周知を行う。	必要な利用者が、よりスムーズに小規模多機能型居宅介護サービスの利用に移行することができる。
事業所開設からの期間制限等を検討していく。	新規の利用者獲得が困難な新規事業所に対して、利用促進を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	地域密着型サービスとしての小規模多機能型居宅介護サービスの一層の利用促進のために必要である。

（状況）	H21.2定 小規模多機能型居宅介護サービスの独自支援策について
------	----------------------------------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	有料老人ホームショートステイ事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	有料老人ホームショートステイ事業（01-29-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠	荒川区有料老人ホームショートステイ事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区有料老人ホームショートステイ事業実施要綱	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	短期入所生活介護（ショートステイ）の利用を希望する要介護者等の利用に供するため、有料老人ホームの空床を活用し、在宅で介護する家族の負担軽減の支援を行う。				
対象者等	荒川区の介護保険被保険者で、要介護認定を受けている者				
内容	<p>1 実施主体 区内で有料老人ホームを運営する事業者</p> <p>2 利用条件等 (1)原則として、介護保険制度における短期入所生活介護サービスの利用を優先するものとし、介護保険制度における短期入所生活介護サービスに空きがない場合に限り、利用することができるものとする。 (2)ケアプランにサービス利用の必要性が位置づけられていること等、介護保険制度における短期入所生活介護の利用条件を満たしていなければならない。 (3)1回の連続利用日数は30日までとし、要介護等の認定期間の半数以内とする。</p> <p>3 補助単価 以下の(1)と(2)の合計額を補助する。 (1)介護サービスにかかる部分 介護報酬単価を参考に、要介護度別に3区分ごとに補助単価（介護報酬相当の6割）を設定。 負担割合は区：6割、施設：2割、利用者：2割 要支援1・2 4,200円、要介護1～3 5,400円、要介護4～5 6,600円 (2)ホテルコスト（食費・居住費）にかかる部分 区内有料老人ホームの1日あたりのホテルコスト平均額（5,000円）を参考に、所得段階別（1～4段階）に補助単価を設定。 第1・2段階（生活保護受給者、合計所得金額80万円以下世帯） 3,500円（利用者負担 1,500円） 第3段階（区民税非課税世帯） 2,500円（利用者負担 2,500円） 第4段階（第1～3段階以外） 1,500円（利用者負担 3,500円）</p>				
経過	平成23年度からの新規事業				
必要性	短期入所生活介護サービスの不足感が高い中で、施設入所を待ちながら在宅で生活する利用者の家族への負担軽減効果の高い短期入所生活介護サービスを拡充していくことは必要不可欠である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1 本事業によるショートステイサービスを実施しようとする事業者は、事業の開始前にショートステイ事業開始届を区に提出する。 2 事業者が本事業において利用者を受け入れた場合は、要介護度及び利用者負担段階に応じて、利用者から利用料を徴収するとともに、翌月末までに区に補助金の請求を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額							3,369	
決算額（23年度は見込み）							3,369	
人件費等								
減価償却費								
【事務分担当】（%）								
合計（+ +）	0	0	0	0	0	0	3,369	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	3,369	
実績の推移	事項名							23年度
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	400	
	利用延床数							

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					事業者に対する補助	3,369

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	利用延床数				400		年間の延利用床数

（問題点・課題分析）	震災等の影響により、区内の有料老人ホームが満床に近い状態のため、区内事業所でベッドが確保しづらい状況にある。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 世田谷区、新宿区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
利用者や事業者のニーズ等を把握、分析し、事業の実施方法等の改善を行う。	区内事業所が、少ない空床を活用して本事業へ参入することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	ショートステイは、在宅生活で介護を受けている利用者家族の負担軽減効果が高いことから、本事業にて短期入所生活介護サービスを拡充していくことは必要不可欠である。

（議会要旨）	H22.2定 ショートステイの飛躍的充実について
--------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護保険サービス永年勤続従業者表彰	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	介護保険サービス従事者功労者表彰事業（01-22-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	22年度	根拠	荒川区介護保険サービス永年勤続従業者表彰	
終期設定	有 無	22年度	法令等	事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険サービス事業所において、長年にわたり介護保険サービスに従事し、地域の高齢者福祉の増進のために尽力した成績優秀なサービス従業者を表彰することで、介護保険サービス従業者の意欲向上と、社会的評価の向上に資することを目的とする。				
対象者等	<p>対象者（表彰基準）</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たす者</p> <p>（1）指定介護保険サービス事業所に、平成12年4月1日以降継続して10年以上勤務している者。          なお、基準日（平成23年4月1日）に区内サービス事業所に勤務していれば、勤務が複数の事業所（区外のサービス事業所を含む）にわたっている場合でも対象とする。</p> <p>（2）利用者に直接、介護保険サービスを行う者で事業所の管理者の推薦を受けた者</p> <p>表彰基準の除外事項</p> <p>（1）事業所の運営法人の経営に携わっている役員（ただし、役員であっても主に利用者に直接介護保険サービスを行う者は除く）</p> <p>（2）刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑法第27条及び同法第34条の2の規定により刑が消滅した者を除く。）</p> <p>（3）その他、表彰することが適当でないと区長が認める者</p>				
内容	平成22年度 表彰状及び記念品の授与、事業者向け講演会を実施 平成23年度～ 表彰状及び記念品の授与				
経過	平成22年度 11月11日「介護の日」にあわせて事業実施 平成23年度 継続事業として実施予定				
必要性	<p>介護保険制度は、民間の介護サービス事業者と利用者との契約を通じて保険給付を行う制度であり、利用者に直接介護サービスを提供する介護サービス従事者は、適切な介護保険事業運営の要である。したがって、区内の質の高い介護サービスの確保のためには、区内介護サービス事業所で優秀な介護サービス従事者が長く勤務し、区内で介護サービスを提供してもらうことが重要である。</p> <p>以上の理由から、区内の介護事業所における従業者の勤労意欲の向上に資するために、当初は、介護保険制度創設10年の節目事業として本事業を実施したものであるが、継続的に、区内事業者の更なる意欲向上を図るため、通年事業として実施する必要がある。</p>				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額						808	296
	決算額（23年度は見込み）						479	296
	人件費等						2,180	
	減価償却費						726	
	【事務分担量】（%）						25	
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	3,385	296
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	3,385	296
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	表彰者数（人）						63	30
	講演会参加者数（人）						77	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費 需用費 役務費 使用料				講師謝礼	30		
				記念品・表彰状等	369	記念品・表彰状等	275
				その他消耗品	41	その他消耗品	21
				郵送料	0		
				表彰状筆耕代 会場使用料等	0 39		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	表彰対象者数（人）			63	30	30	

（問題点・課題分析）	区内事業者から、従業員の意欲向上及び社会的評価の向上につながったとの評価が多く寄せられたことから、「通年事業」として今後も事業の継続を検討する必要がある。その際は、関係部署（産業振興課等）との調整が必要である。
他区の実況	（ 実施 区                      未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
今後も通年事業として実施していく。	介護保険サービス従業員の意欲向上と、社会的評価の向上に資する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	継続	従業員の意欲向上及び社会的評価の向上につながる事業である。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	賦課・収納事務費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司				
		担当者名	寺本謙介	内線	2441				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード (23年度)	賦課・収納事務費(01-03-01)								
事務事業の種類	新規事業	( 23年度 22年度 )	建設事業	それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法					
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区介護保険条例					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画				
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]							
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]							
目的	介護保険事業の安定的運営のため、財政基盤を確立・維持する。								
対象者等	区内介護保険第1号被保険者...荒川区内に住所を有する65歳以上の者(外国人を含む) 44,054人(23年4月1日現在) (うち外国人被保険者 975人 住所地特例該当者 317人)								
内容	1 被保険者の資格取得及び喪失に関する事務 2 被保険者証に関する事務 3 介護保険料の賦課及び減免に関する事務 (1) 保険料納入通知書の送付 (2) 災害等により、損害を受けた場合の減免及び低所得者(第3段階)を対象とした介護保険料(第1号被保険者)の減額に関する事務 4 介護保険料の徴収に関する事務 5 介護保険料の滞納整理に関する事務 6 介護保険料の徴収嘱託及び受託に関する事務								
経過	1 平成 9年12月 介護保険法公布 2 平成12年 4月 介護保険法施行 国の特別対策により次のように保険料が減額となった。 ・平成12年 4月～平成12年 9月……………全額免除 ・平成12年10月～平成13年 9月……………1/2減額 ・平成13年10月……………全額納付開始 3 平成14年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(低所得者を対象とした介護保険料の減額制度開始) 4 平成15年 4月 荒川区介護保険条例の一部改正(第2期介護保険料設定) 5 平成18年 4月 荒川区介護保険条例の改正(第3期介護保険料設定)及びシステム変更								
必要性	介護保険法の規定により必須の事業								
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )								
	1 介護保険料賦課 【保険料の算定】 当該年度住民税の課税状況等の決定を受け、年間分の保険料を算定。7月初旬に納入通知書発送。 【随時賦課】 資格の得喪(年齢到達・転入・転出・死亡・所得の修正等)による保険料の変更賦課。毎月中旬に納入通知書発送								
	2 被保険者証の交付 65歳到達者は、誕生月に送付。転入者は、転入届の際に交付。								
	3 介護保険料徴収方法 普通徴収 8,170人 年額保険料を7月～翌年3月までの9回に分けて納付する方法(納付書払、または口座振替) 特別徴収 35,884人 受給する年金からあらかじめ保険料を6回に分けて差し引いて納付する方法								
	4 納付相談 (1) 窓口及び電話による納付相談(随時) (2) 介護認定・変更申請時に滞納者を対象に納付相談 (3) 休日窓口納付相談								
	5 督促・催告 督促状は納期限から2ヵ月後に未納者へ送付(毎月)し、催告書は年2回(4月・12月)送付している。								
	6 過誤納還付充当 重複納付や保険料の変更に伴い過誤納が生じた場合に行う。								
予算・決算額等の推移	(単位:千円)								
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	予算額	28,128	22,367	19,698	18,627	21,078	20,000	27,034	
	決算額(23年度は見込み)	19,388	16,053	12,966	12,529	13,639	14,363	27,034	
	人件費等	39,280	52,451	57,729	54,592	47,235	50,576		
	減価償却費						16,849		
	【事務分担量(%)】	510	643	723	673	580	580		
	合計(+ +)	58,668	68,504	70,695	67,121	60,874	64,939	27,034	
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
	都(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0		
一般財源	58,668	68,504	70,695	67,121	60,874	64,939	27,034		
実績の推移	事項名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	被保険者数/年度末	40,308人	41,370人	42,308人	43,352人	44,046人	44,054人		
	増加率	2.5%	2.6%	2.2%	2.5%	1.6%	0.0%		
	保険料収納率	現年分	96.6%	96.5%	96.8%	96.7%	96.7%	97.1%	
		滞納繰越分	18.5%	16.5%	16.9%	15.0%	14.8%	16.9%	
合計	91.8%	93.2%	93.4%	93.0%	92.4%	92.3%			

No2

事務事業分析シート（平成23年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度(決算)		平成22年度(決算)		平成23年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
報酬	徴収嘱託員報酬		2,967	徴収嘱託員報酬	3,262	徴収嘱託員報酬	9,866
	事務嘱託員報酬			事務嘱託員報酬			
	共済費	事務嘱託員社会保険料等	270	事務嘱託員社会保険料等	308	事務嘱託員社会保険料等	1,342
	一般需用費	納入通知書印刷等	3,185	納入通知書印刷等	2,649	納入通知書印刷等	4,183
	役務費	公金取扱手数料・郵送料	7,920	公金取扱手数料・郵送料	5,866	公金取扱手数料・郵送料	9,084
	委託料	MT処理・OCR読取委託料等	1,183	MT処理・OCR読取委託料等	1,961	MT処理・OCR読取委託料等	2,197
	備品購入費			業務用PC	143	業務用PC	174
負担金補助及び交付金	保険料経由事務負担金	172	保険料経由事務負担金	174	保険料経由事務負担金	188	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値(25年度)	
標	収納率(現年度分)	96.67%	96.66%	97.08%	97.27%	97.80%	目標値は第5期第1号保険料算定にかかる保険料予定収納率
	収納率(うち普通徴収分)	80.79%	80.64%	81.81%	82.98%	86.28%	20～22年度は実績
	収納率(滞納繰越分)	14.98%	14.83%	16.88%	19.00%	20.00%	20～22年度は実績

問題点・課題 (指標分析)	滞納額が多く、一括納付が困難なため、滞納額の減少につながらない。
	他区の実況 ( 実施 22 区 未実施 0 区 )

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
平成22年度から実施している町丁目別の収納率を割り出し、毎月の収納額の増減を把握して、滞納額解消の取り組みをさらに強化する。	月ごとの町丁目別の収納状況を把握することにより、滞っている地区の収納率の向上に取り組むことができる。
滞納整理処分や納付交渉の研修及び、関連法規の学習を年数回実施して、滞納整理の基礎知識の充実を図る。	滞納整理業務の詳細を学習することにより、円滑な業務を行うことができ、滞納や不納欠損の減少に成果を上げることができる。
国保年金課と合同で実施している徴収嘱託員による訪問徴収の再検討を行い、介護保険に係る徴収専門の非常勤職員を介護保険課内に配置する。	効率的な職員体制を構築することにより、収納率の向上に繋げることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険制度の基盤を強化し、事業の安定的な運営を図る根幹となる事業である。

議会 (要旨) 状況	H13.3定	介護保険料の独自減額について、区の実情を踏まえた検討について
	H19.2定	最低生活費以下の年金から税・保険料を天引きすることの、憲法二十五条の「健康で最低限な生活を営む権利」との整合性について
	H20.3定	介護保険料の低所得者への免除制度の実施について 介護保険料の低所得者への軽減について
	H20.4定	第4期介護保険料の値上げ抑制のために国庫負担を増やすことについて
	H21.2定	第4期介護保険料設定における低所得者対策について 23区で一番高くなった第4期介護保険料基準額を減額するために、一般財源を投入することについて

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	要介護等認定事務	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	新井 芳江	内線	2433
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	認定事務費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	12年度	根拠	介護保険法 荒川区介護保険条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	保険給付（介護給付・予防給付）を受けるため、要介護・要支援認定を申請する被保険者に対して、適正かつ公平な要介護・要支援認定を行うことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）で要介護等認定を申請する者				
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定の申請 介護保険サービスを受けようとする被保険者は、保険者（荒川区）に要介護認定の申請を行う。</li> <li>2 訪問調査の実施 認定調査員が、被保険者（自宅・病院・施設）を訪問し、身体状況・生活状況を調査する。</li> <li>3 主治医意見書の作成依頼 主治医が、医学的な所見等に関する意見書を作成する。</li> <li>4 一次判定 訪問調査結果及び主治医意見書に基づき、全国統一のコンピュータ・ソフトを用いて、一次判定を行う。</li> <li>5 二次判定 医療・保健・福祉の専門家で構成される「荒川区介護認定審査会」が最終的な要介護度の審査・判定を行う。保険者は審査会の判定に基づき、認定結果を被保険者に通知する。</li> </ol>				
経過	<p>平成12年4月 介護保険制度開始（認定手続きは、平成11年度から開始）</p> <p>平成15年4月 認定調査の調査項目が85項目から79項目に変更</p> <p>平成16年4月 更新までの認定有効期間を最長24ヵ月間に延長</p> <p>平成18年4月 旧要介護1を要支援2と要介護1に細分化 調査項目を79項目から82項目に変更 新規申請の訪問調査を原則直営化</p> <p>平成21年4月 介護認定一次判定ソフトを変更 調査項目を82項目から74項目に変更 調査項目の定義・分類を変更</p> <p>平成23年4月 有効期間の上限の一部改正 区分変更、更新（前回要支援 今回要介護・前回要介護 今回要支援）申請に係る認定の有効期間が最長12ヵ月間に延長</p>				
必要性	介護保険法に基づく必須の事業				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規申請に関する訪問調査は区職員が実施</li> <li>・区外等の遠隔地への調査の場合、原則として、調査場所の自治体もしくは市町村事務受託法人に委託</li> <li>・区分変更申請に関する調査も、原則として区職員が実施</li> <li>・更新申請と区外遠隔地の区分変更申請については、原則として民間の居宅介護支援事業所等に委託</li> </ul>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移	予算額	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	103,442	106,873	118,994	119,827	125,506	130,990	162,729
	決算額（23年度は見込み）	80,172	95,954	99,899	105,288	107,940	121,487	162,729
	人件費等	103,428	102,480	102,480	101,640	89,584	80,224	
	減価償却費						26,726	
	【事務分担量】（%）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,100	920	
	合計（+ +）	183,600	198,434	202,379	206,928	197,524	201,711	162,729
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	183,600	198,434	202,379	206,928	197,524	201,711	162,729
一般財源								
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	申請件数	7,200	8,645	8,411	8,945	9,030	9,825	
	訪問調査件数	7,351	8,550	8,624	8,952	8,899	9,984	
	審査件数	7,222	8,191	8,301	8,665	8,827	9,505	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	審査委員・調査員8名	37,619	審査委員・調査員10名	43,571	審査委員・調査員10名	61,624
	共済費	公務災害補償費負担	2,847	公務災害補償費負担	3,701	公務災害補償費負担	4,783
	報償費	審査会判定部会長会	465	審査会判定部会長会	415	審査会判定部会長会	880
	特別旅費	調査員旅費	126	調査員旅費	188	調査員旅費	360
	食糧費	食糧費	0	食糧費	0	食糧費	6
	一般需用	一般需用費	823	一般需用費	706	一般需用費	971
	役務費	役務費	43,398	役務費	47,006	役務費	55,303
	委託料	委託料	22,567	委託料	25,868	委託料	38,646
	備品購入費	備品購入費	68	備品購入費	0	備品購入費	0
負担金補助	児童手当拠出金	27	児童手当拠出金	32	児童手当拠出金	39	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	申請から認定までの日数（平均）	34.2	36.6	37.1	30.0	30.0	介護保険法第27条第11項
	新任調査員研修受講者	89	42	59	90	100	
	現任調査員研修受講者	340	159	124	200	300	

（問題点・課題）	<p>要介護認定は、全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に行われることが重要であることから、認定調査員によって、あるいは認定審査会（合議体）によって、判断の異なることがないよう、適正な要介護認定が求められている。</p> <p>要介護認定業務の適正化を進めるにあたり、国から提供された要介護認定業務分析データによる、全国の自治体との比較や判定部会毎の比較を行い、当区の実態を把握する必要がある。</p> <p>その上で、認定調査員による判断基準のバラツキや、合議体間の判定基準のバラツキを小さくする取り組みが必要である。</p>
実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一定期間ごとに提供される要介護認定業務分析データにより、その期間における当区の特徴（調査選択項目の偏り等）や問題点を明確にし、調査員研修や、審査会委員連絡会を行う上での重点項目とする。	データに裏打ちされた適切なテーマ設定ができる。
新任・現任の調査員研修を充実させ、認定（一次判定）の精度を高めるとともに、二次判定に必要な事項をもなく特記事項に記載するよう指導を強化する。	調査員による判断のバラツキを小さくし、認定審査会での的確な二次判定につなげる。
判定部会長会議、審査会委員連絡会を定期的開催し、判定部会毎の特徴（問題点）を明らかにした上で、各判定部会の審査の平準化を図る。	各判定部会間の判断のバラツキを小さくし、審査内容の平準化を推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法に基づき区が直接実施することを原則とする、サービス利用上の必須事務事業である。

（重要質問）	<p>「介護保険の新認定の見直しを政府に求めよ。区として実態に即した認定を実施せよ。」</p> <p>平成21年第2定例会</p>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険システム運用管理費	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村 総司
		<b>担当者名</b>	野本 裕之	<b>内線</b>	2431
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	介護保険システム運用管理費（01-06-01） 一般会計繰出金（01-01-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠</b>		
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護保険システムの管理運営・保守等を行うことにより、受給者台帳管理、要支援・要介護者認定事務等を円滑に行う。				
<b>対象者等</b>	民間事業者（システム開発業者）				
<b>内容</b>	<p>介護保険システム管理運営費                      介護保険システムの導入・運用・保守等に係る経費。22年度までは、債務負担による5年間（18年度から22年度）の分割支払。総額 115,327,920円（18年度：26,808,192円、19～22年度：22,129,932円/年）                      23年度については、現行システム再リースに係る経費・有償部品修理費用および24年度システム更改に要する費用。</p> <p>介護保険システム改修費                      法改正等により必要になるシステム変更経費</p> <p>介護保険システムに係る庁内電子計算機運用管理費負担分                      庁内の電子計算機運用管理費等を負担する情報システム課に、ホストコンピュータの介護保険システムに係る相当分を、運用等経費の負担分として、介護会計から一般会計に繰出し処理を行う。</p>				
<b>経過</b>	平成12年 介護保険システム導入 平成18年 介護保険システム更改 平成18年より管理運営費・改修費に係る経費については、業務主管課で予算計上。 平成24年 介護保険システム更改（予定）				
<b>必要性</b>	介護保険運営にかかわる膨大な情報を管理運営していくには、システム化が必要である。				
<b>実施方法</b>	（ 3委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 管理運営・保守等を委託（委託費用は内容のとおり）。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		予算額	19,289	58,479	45,199	64,183	59,816	48,995
	決算額（23年度は見込み）	19,289	52,320	40,495	58,575	51,011	29,290	80,453
	人件費等	862	854	854	847	814	3,488	
	減価償却費						1,162	
	【事務分担量】（%）	10	10	10	10	10	40	
	合計（ + + ）	20,151	53,174	41,349	59,422	51,825	32,778	80,453
	国（特定財源）		4,977	1,583				
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	20,151	48,197	39,766	59,422	51,825	32,778	80,453
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	介護保険システム負担分	19,289	15,579	13,325	12,053	17,686	6,995	6,669
	介護保険システム管理運営費		36,741	27,170	46,522	33,325	22,295	73,784

## 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	修繕費					システム機器有償修理費用	465
	委託料	システム管理運営委託	21,350	システム管理運営委託	21,350	システム管理運営委託（現行分）	13,435
		LP端末設定業務委託	126	DBミドルウェア導入・保守委託	165	システム管理運営委託（更改分）	19,404
		介護保険制度改正に伴う改修	10,647			制度改正対応	40,000
		高額医療介護合算療養費制度の実施に係る改修	233				
		4月特徴開始者納通発行対応	189				
	賃借料	システム賃借料	780	システム賃借料	780	システム賃借料	480
	繰出金	システム負担分	17,686	システム負担分	6,995	システム負担分	6,669

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標							

（問題点・課題分析）	<p>収納業務について別システムとなっており、他システムとの連携が必要となるため、情報の反映にタイムラグ・不整合等が生じる。</p> <p>情報抽出機能を十分に備えていないため、統計作成に時間がかかる。</p> <p>契約期間満了（平成23年度については、再リース）及び保守期間終了に伴い、平成24年度以降の上記システムについて、現行システムの更改を行う必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成24年度以降に取り組み具体的な改善内容
	<p>別システムで管理している収納機能の一元化、簡易にデータを抽出する機能の装備等、業務の更なる向上を図るため、プロポーザルにより事業者を選定(23年度に実施)した上で、介護保険システムを更改する。</p>
	改善により期待する効果
	<p>データの不整合の改善、リアルタイムの情報が反映されることによる窓口サービスの向上、迅速な統計資料の作成などが可能になる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	平成24年度に向けた介護保険システムの更改を行う。

議会議決要旨	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	事業者支援・指導事業	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	五十嵐 健	内線	2436
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	事業者支援事務費（01-07-01）、介護給付費等費用適正化事業費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠	介護保険法・荒川区介護保険サービス事業等指導及び監査実施要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護サービス事業所が、介護保険法に定める運営基準等を遵守し、要介護者等の尊厳の保持と自立した日常生活の実現に必要なサービス基盤を構築することを目的に必要な情報の提供、知識の付与、技術的助言・指導を行う。				
対象者等	介護サービス事業所、被保険者、利用者及びその家族				
内容	<p>以下の事業者支援及び指導に関する取組により、利用者への質の高いサービスを提供する事業者を育成し、もって介護サービス基盤の安定化を図る。</p> <p>【事業者支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議・・・地域のケアマネジャー、地域包括支援センター、関係機関が集まって、個別のプランを分析・検討することで、ケアマネジメント能力を向上させ給付の適正化を図る。また、次期計画策定に向けて、サービス基盤の整備に係る意見聴取を行う。</li> <li>事業者連絡会（研修会）・・・事業者向けに情報の提供や、研修の企画を実施</li> <li>事業所訪問相談・・・サービス事業所からの依頼に基づく訪問相談の実施</li> <li>その他・・・介護事業者情報提供システムによる情報提供</li> </ol> <p>【事業者指導】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実地指導・・・介護事業所において運営基準の遵守、ケアマネジメントの実施状況、報酬請求の適否等に関する指導。 なお、23年度からは、都財団が持つノウハウを区における実地指導に取り入れるために、事業の一部を委託し合同で実施している。今後は、委託件数を拡大させる等、事業運営を見直す予定である。</li> <li>集団指導・・・会場を設定し、集団により趣旨普及、法改正の内容、実地指導結果に基づく技術的助言等を目的とした指導（サービス種別等により事業所を分類し、必要に応じて適宜実施）</li> <li>その他・・・ケアプラン点検（当面実地指導において実施）、利用者宅訪問調査（住宅改修・福祉用具購入利用者宅訪問）</li> </ol>				
経過	<p>平成14年度 給付費通知発送開始（年2回）</p> <p>平成16年度 給付適正化対応非常勤職員を配置</p> <p>平成18年度 実地指導等を本格実施</p> <p>平成19年度 荒川区介護給付適正化計画を作成 事業者連絡会等適正化事業を開始、訪問介護・住宅改修・福祉用具パンフレット作成</p> <p>平成20年度 組織改正により、介護保険課に事業者支援係を新設 第4期高齢者プランに「介護給付適正化の推進」を明記 介護事業者情報提供システムによる情報提供（20年10月運用開始）</p> <p>平成23年度 事務受託法人（東京都福祉保健財団）へ実地指導の業務を一部委託 事業者連絡会の体系の見直し</p>				
必要性	要介護者の増加などに伴い介護サービス量の一層の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営を確保するためには、各保険者等における介護費用や介護サービスの適正化に向けた取組が不可欠である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算・決算額等の推移	予算額		10,483	8,197	11,824	13,768	13,663	14,601	
	決算額（23年度は見込み）		7,315	7,624	9,816	13,034	13,088	14,601	
	人件費等		14,091	5,551	5,929	7,330	8,284		
	減価償却費						2,760		
	【事務分担量】（%）		165	65	70	90	95		
	合計（+ +）	0	21,406	13,175	15,745	20,364	24,132	14,601	
	国（特定財源）			19	27	53	40	51	391
	都（特定財源）			9	13	2,526	20	25	196
その他（特定財源）			21,378	13,135	13,166	12,974	13,012	14,014	
一般財源	0	0	0	0	7,330	11,044	0		

## 事務事業分析シート（平成23年度）

実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	事業者連絡会（回）		3	11	13	16	17	6
	参加事業者数（事業所）		116	580	610	694		500
	事業者団体等出張説明会（回）		10	9	6	7		8
	参加者数（人）		225	580	546	552		200

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員報酬（4名）	9,098	非常勤職員報酬（4名）	8,986	非常勤職員報酬（4名）	9,384
共済費	公務災害補償経費	1,242	公務災害補償経費	1,348	公務災害補償経費	1,469	
特別旅費	非常勤職員旅費	10	非常勤職員旅費	9	非常勤職員旅費	13	
報償費	研修講師謝礼	99	研修講師謝礼	127	研修講師謝礼	260	
需用費	窓あき封筒等	155	窓あき封筒等	139	窓あき封筒等	178	
役務費	給付費通知等郵送料	843	給付費通知等郵送料	892	給付費通知等郵送料	982	
委託料	検索システム運用委託	1,575	検索システム運用委託	1,575	検索システム運用委託	1,575	
					実地指導事務委託	630	
使用料及び賃借料					会場使用料	97	
負担金補	児童手当拠出金	12	児童手当拠出金	12	児童手当拠出金	13	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
指	連絡会開催回数	13	16	17	6	10	
	利用者訪問調査（福祉用具）	3	24	23	12	24	
	利用者訪問調査（住宅改修）	3	24	13	12	24	
標	実地指導件数	107	150	112	90 (10)	140	（ ）内は都財団委託件数
	ケアプランチェック件数	90	500	150	150	300	実地指導等におけるチェック件数 (1事業所で10件程度)
	介護報酬返還額（千円）	5,132	162	1,352			実地指導での返還額（過誤額）
	介護報酬返還件数	8	12	14			実地指導での返還件数（過誤件数）

（問題 指標点 分・課 題）	<p>実地指導、集団指導については、各種データの活用や実施の効果の分析が不十分で、効率的に実施されていない。地域における介護サービスの現状と課題を把握し、区の施策に反映させていくために、地域ケア会議の導入等の事業者支援事業の体系の見直しを行っているが、その効果の分析や改善点の抽出が十分でない。</p> <p>価格基準（報酬単価）が設定されていない福祉用具貸与サービスについて、適正化が不十分である。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>・介護事業者情報提供システム（U-WINS）導入区：12区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>実地指導先の選定や実地指導時のケアプラン点検対象プランの選定については、これまでの実地指導結果、各種データ等を積極的に活用する。</p>	<p>実地指導をより効果的、効率的に実施することで、給付適正化を図ることができる。</p>
<p>引き続き、地域ケア会議、事業者向け研修内容の充実を進めるために、関係機関との連携を進めていく。また、研修事業の委託化等についても検討を進めていく。</p>	<p>地域の特性に応じた、適切な介護サービスを提供できる基盤を作ることで、給付の適正化を図ることができる。</p>
<p>福祉用具貸与サービスについては、国保連データを活用し、平均価格から大きく乖離するものについての通知を検討する。</p>	<p>利用者が適正な価格でサービスを受けられるようになる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	介護保険サービスの適正化及び基盤整備を図る上で非常に重要な事業である。

議 会 要 旨 状	<p>平成17年 3定 適正化の事業内容、実績について</p> <p>H18. 3定 要支援及び要介護1の認定者に対する福祉用具貸与について</p> <p>平成19年 2定 介護サービス事業者との連携強化について、コムスン問題に対する対応策について</p>
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護保険事業計画策定事業費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村総司
		担当者名	笠原尚子	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	介護保険事業計画策定事務費(02-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	10年度	根拠	介護保険法第117条
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
	分野	生涯健康都市[ ]			
行政評価事業体系	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	介護保険事業の円滑な執行を図るため、介護保険法に基づき3年を1期とする介護保険事業計画を策定する。				
対象者等	65歳以上の高齢者、介護サービス事業者等				
内容	<p>介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。</p> <p>平成23年度は、平成24年度から26年度までの3か年を計画期間とする第5期介護保険事業計画を策定する。これに伴い、高齢者及び介護保険サービス提供事業者等に対し、実態把握調査を実施する。</p> <p>介護保険事業計画では、事業計画期間における要介護等認定者数の推計やサービス利用意向等に基づいて、給付と負担のバランスを考慮し、3年度間の事業展開を定め、65歳以上の第1号被保険者保険料の算定を行う。</p>				
経過	平成5年5月	荒川区地域福祉計画（8ヵ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく）			
	平成12年3月	荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5ヵ年計画（～16年度）			
	平成14年3月	第2期荒川区高齢者プラン策定	5ヵ年計画（H15～H19年度）		
	平成18年3月	第3期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H18～H20年度）		
	平成21年3月	第4期荒川区高齢者プラン策定	3ヵ年計画（H21～H23年度）		
必要性	介護保険法117条に基づき、策定する必要がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者等の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。 福祉推進課へ執行委任（配付替）。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	3,175			3,170			8,856	
決算額（23年度は見込み）	2,195			3,156			8,856	
人件費等	4,310			2,965				
減価償却費								
【事務分担量】（%）	50			35				
合計（+ +）	6,505	0	0	6,121	0	0	8,856	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	6,505			6,121			8,856	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料		0		0	調査業務委託	8,856

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	調査回収率	64.7%	-	-	70.0%	70.0%	上段：要介護等高齢者実態調査 下段：事業者調査
		81.3%			85.0%	85.0%	

（問題点・課題）	<p>回収率の向上により、被保険者としての区民の意見を積極的に反映し、的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。</p> <p>国の示す指針との調和を図りつつ、従来から本区が積極的に取り組んできた健康づくり諸事業を踏まえ、本区の独自性を活かした計画を策定する。</p> <p>策定した計画に基づき、着実に介護サービスの基盤整備を行う必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
第5期計画策定にあたって、現状把握・需要分析のためのより精度の高い調査し、第4期の実績分析を実施する。	的確な需要分析に基づいた計画を策定することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	重点的に推進	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した。 23年度は第5期（24～26年度）計画を策定する。

議会議決要旨	<p>平成20年二定 高齢者実態調査について</p> <p>平成22年二定 高齢者実態調査について</p>
--------	---

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護保険制度の趣旨の普及	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	弘 澄子	内線	2431
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	趣旨普及費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険制度の仕組み、サービス内容、諸手続き等を、広く被保険者、区民及び事業者等に周知することにより、介護保険制度の適正な利用を促すことを目的とする。				
対象者等	第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40～65歳の医療保険加入者）、その他区民、事業者等				
内容	1 介護保険周知用小冊子・中学生向啓発小冊子・パンフレットの作成 2 区報特集号の作成：11/11介護の日 3 荒川区ホームページの更新 4 事業者説明会・区民説明会等の開催 5 介護給付Q&Aの作成・改訂 6 介護保険の出前教室				
経過	平成15年度 区民説明会（14回・585人）、介護保険活用読本作成 平成16年度 区民説明会（6回・251人）、訪問介護サービス適正利用周知用パンフレット作成 平成17年度 区民説明会（36回・1745人）、区報特別記事（10/21）、区報特集号掲載（12/22、3/31） 介護保険周知用パンフレット 改訂版（平成17年10月改正対応） 平成18年度 区民説明会（4回・119人）、事業者説明会（17回・881人）、介護保険周知用パンフレット作成 平成19年度 区民説明会（5回・169人）、事業者説明会（21回・856人） 訪問介護サービス・福祉用具・住宅改修パンフレットの作成 平成20年度 区民説明会（4回・515人）、事業者説明会（21回・856人） 介護事業者情報システムによる情報提供、介護保険周知用、パンフレットの作成 区報作成12/21号：高齢者プラン中間のまとめ特集号 3/21号：第4期荒川区高齢者プラン特集号 平成21年度 区民説明会（3回・92人）、事業者説明会（22回・1151人）、介護保険周知用パンフレットの作成、 区報作成11/11号：介護の日特集号 平成22年度 区民説明会開催（5回・120人）、事業者説明会（19回・939人）、介護保険周知用小冊子作成、 区報作成11/11号：介護の日特集号、介護の日標語コンクールの実施、介護保険の出前教室				
必要性	被保険者、区民の介護保険制度に関する理解・認識を深め、適正な制度利用を促すために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	4,205	2,940	1,470	5,651	2,294	3,136	4,361	
決算額（23年度は見込み）	3,442	693	941	3,400	1,370	1,478	4,361	
人件費等	98	2,562	854	1,694	2,443	3,052		
減価償却費						1,017		
【事務分担量】（%）	30	30	10	20	30	35		
合計（+ +）	6,028	3,255	1,795	5,094	3,813	4,530	4,361	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	6,928	3,255	1,795	5,094	3,813	1,478	4,361	
一般財源	0	0	0	0	0	3,052	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	周知用小冊子	300	周知用小冊子	491	周知用小冊子	2,500
	保険証同封用パンフ	294	保険証同封用パンフ	160	保険証同封用パンフ	420	
	区報特集号	499	区報特集号	444	区報特集号	482	
			標語コンクール消耗品	127	児童向・小冊子等	600	
			児童向・小冊子等	0			
役務費	郵送料	0	郵送料	0	郵送料	26	
			標語コンクール賞状筆耕料	0			
委託料	区報折込委託	260	区報折込委託	239	区報折込委託	288	
	区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	0	区報封入・配付委託	24	
	声の区報作成委託	17	声の区報作成委託	16	声の区報作成委託	21	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	区民説明会・事業者説明会等参加者数	1,522	1,243	1,059	1,300	-	21年度制度改正 24年度制度改正
	制度趣旨の認知度（%）	50.0			60.0	60.0%	高齢者生活状況調査中「サービス利用は契約に基づく」ことを知っている人の割合（3年毎調査）

（問題点・課題）	第4期介護保険事業計画の内容や、介護保険制度そのものの趣旨や介護保険制度の改正内容等が、利用者、介護を必要としていない方、高齢者、若年層、事業者に対して十分に周知しきれていない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区） ・区民説明会やパンフレット等による趣旨普及等の実施：22区

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
パンフレット、広報誌、ホームページ等の構成を工夫し、迅速かつわかりやすい情報提供に努める。	制度を正しく理解してもらうことにより、適切なサービス利用に繋げていく。
介護保険についての中学生向・啓発小冊子を用いて、学校での介護保険出前教室等を実施する。	次世代を担う青少年に介護保険制度の趣旨を広く周知することにより、支援体制の充実が図れる。
中小企業での介護保険出前教室の実施。	介護保険制度についての趣旨を理解してもらうことにより、サービスの適正な利用を促す。
11月11日前後一週間の福祉人材確保重点実施期間に事業者及び区民向けの講演会を実施する。	福祉・介護サービスの仕事が働きがいのある職業として社会的に認知され、魅力ある職業として選択される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	第5期介護保険事業計画により改定される介護保険料等について広く周知する必要があるため、必要不可欠である。

（状況）	平成21年度一定 介護保険制度を支えるためには、現在サービスを利用していない若い世代にも制度の趣旨を理解してもらうことが必要
------	---

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	介護保険運営協議会の運営	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村 総司
		<b>担当者名</b>	栗山 幸久	<b>内線</b>	2431
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	運営協議会費（01-01-01）				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 12 年度	<b>根拠法令等</b>	荒川区介護保険運営委員会設置要綱		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	介護保険事業計画に関する事項および介護保険事業の運営に関する重要な事項について、被保険者、地域密着型サービス及び地域包括支援センター等の関係者の意見を取り入れる。				
<b>対象者等</b>	委員構成：20名以内（学識経験者（2名）、地域医療関係者（4名）、福祉関係者（5名）、被保険者代表（5名）、費用負担関係者（1名）、区議会議員（2名）、区職員（1名））				
<b>内容</b>	<p>介護保険事業の運営に関し、介護保険事業計画の進行管理や改定等について、区長に意見や助言等を述べる「荒川区介護保険運営協議会」を設置し、運営する。</p> <p>年2～5回開催する。期日については、適切な日程を設定し、実りある論議のため十分な情報提供や論点の整理を行う。</p> <p>第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～平成23年度）の主な審議内容</p> <p>(1)第4期介護保険事業計画の進捗状況について                  (2)地域密着型サービス事業者の指定について                  (3)地域包括支援センター、地域支援事業について                  (4)介護保険制度の改正点について                  (5)介護保険事業の充実、改善方法について</p>				
<b>経過</b>	平成13年度 2回開催（H13.9/11、H14.3/18） 平成14年度 5回開催（H14.5/23、7/25、10/25、H15.2/7、3/24） 平成15年度 2回開催（H15.9/10、H16.3/29） 平成16年度 2回開催（H16.10/19、H17.3/24） 平成17年度 4回開催（H17.8/31、12/5、H18.1/18、3/15） 平成18年度 3回開催（H18.6/13、11/14、H19.3/16）、要綱改正（分掌、委員構成拡充等） 平成19年度 3回開催（H19.7/5、11/20、H20.3/24） 平成20年度 5回開催（H20.6/10、10/23、11/27、H21.2/18、3/24） 平成21年度 3回開催（H21.7/31、H21.11/10、H22.3/23） 平成22年度 3回開催予定（H22.6/28、H22.11/26、H23.3/23）				
<b>必要性</b>	国の指針により、介護保険事業計画の策定や地域包括支援センター、地域密着型サービスの運営等については、学識経験者、保健医療関係者、被保険者代表者、費用負担関係者等の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事とされており、本協議会の設置は不可欠である。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 介護保険事業計画の計画期間ごとに組織し、委員の任期は、計画期間の末日までとする。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算額		778	468	679	848	679	679	849
決算額（23年度は見込み）		500	449	431	749	461	414	849
人件費等		3,448	1,708	1,708	1,694	1,221	1,744	
減価償却費							581	
【事務分担量】（%）		40	20	20	20	15	20	
合計（+ +）		3,948	2,157	2,139	2,443	1,682	2,158	849
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		3,948	2,157	2,139	749	1,682	2,158	849
一般財源								
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>
	運営協議会開催回数（回）	4	3	3	5	3	3	5

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	運営協議会委員謝礼	451	運営協議会委員謝礼	403	運営協議会委員謝礼	796
食糧費	運営協議会賄	7	運営協議会賄	7	運営協議会賄	12	
使用料	協議会会場使用料	4	協議会会場使用料	5	協議会会場使用料	41	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	開催回数	5	3	3	5	3	

（問題点・課題）	平成18年度の法改正に伴い、地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を兼ねることとなっているが、運営協議会の役割が過重となっている。
他区の実況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
地域密着型サービス運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能を十分に生かすことができるような仕組み作りを検討する。	地域密着型運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会の機能をより一層高めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	国の指針に基き設置するものであり、制度の適正な運用を行う上で必要である。

（状況）	
------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	在宅介護・施設介護サービス費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	土屋 仁恵	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	居宅介護サービス等給付費（01-01-01）、介護支援サービス等給付費（01-01-01）、施設介護サービス等給付費（01-01-01）、審査支払手数料（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠法令等	介護保険法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	要介護者等が介護保険サービスを受けた場合それらに係る介護サービス等給付費を支給することにより、要介護者とその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者（施設介護サービスは要介護者のみ） 居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設 東京都国民健康保険団体連合会				
内容	<p>1 給付の種類 介護保険法第40条、第52条のとおり [主な種類]訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、短期入所生活介護、居宅介護サービス計画（ケアプラン）の作成 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型サービス</p> <p>2 給付の流れ 要介護等認定者が事業者（施設）と契約を締結する ケアプランに基づき事業者等がサービスを提供 利用者は介護サービス費の1割分を事業者等に支払う（ケアプランの作成は自己負担なし） 事業者等は残りの9割分（ケアプラン作成は10割）を東京都国民健康保険団体連合会に請求 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に支払う額を審査し、区に請求 区は東京都国民健康保険団体連合会に請求額を支払う 東京都国民健康保険団体連合会は事業者等に請求額を支払う</p>				
経過					
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である				
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 支払業務を東京都国民健康保険団体連合会に委託して実施。 （審査件数 1件あたり@95円）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	9,519,520	9,646,109	10,311,806	10,266,354	11,026,035	11,181,281	12,322,048
	決算額（23年度は見込み）	9,485,174	9,383,592	9,765,825	10,135,442	11,002,705	11,536,098	12,322,048
	人件費等	2,586	2,562	2,562	2,541	4,072	4,360	
	減価償却費						1,453	
	【事務分担量】（%）	30	30	30	30	50	50	
	合計（ + + ）	9,487,760	9,386,154	9,768,387	10,137,983	11,006,777	11,540,458	12,322,048
	国（特定財源）	2,355,169	2,178,451	2,265,824	2,352,344	2,538,392	2,230,308	2,804,620
	都（特定財源）	1,185,647	1,339,458	1,390,502	1,436,286	1,551,314	1,702,775	1,770,558
	その他（特定財源）	5,946,944	5,868,245	6,112,061	6,349,353	6,917,071	7,607,375	7,746,870
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	65歳以上人口（第1号被保険者数）	40,308	41,370	42,308	43,352	44,046	44,054	46,144
	要支援・要介護認定者数	6,889	6,991	7,135	7,360	7,738	7,811	7,987
	介護保険料（基準月額：円）	3,244	4,428	4,428	4,428	4,613	4,613	4,613
	審査支払件数（件）	176,850	180,787	183,374	193,335	205,738	217,379	222,357

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助 （負担金補助）	居宅介護サービス （うち 地域密着型サービス）	6,820,284 (726,805)	居宅介護サービス （うち 地域密着型サービス）	7,270,351 (751,445)	居宅介護サービス （うち 地域密着型サービス）	8,020,917 (1,318,210)
負担金補助	介護支援サービス	643,370	介護支援サービス	684,742	介護支援サービス	643,373	
負担金補助	施設介護サービス	3,519,506	施設介護サービス	3,560,354	施設介護サービス	3,636,634	
委託料	審査支払手数料	19,545	審査支払手数料	20,651	審査支払手数料	21,124	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	要介護2以上の認定者数に対する施設利用者等の割合（％）	31.6	31.1	32.5	32.2	37以下	37％以下とする（国指針） 各年度3月末実績
	施設サービスの重度要介護者（要介護4・5）の利用率（％）	63.3	65.4	64.6	67.4	70.0	70％以上とする（国指針） 各年度3月末実績
	要介護認定者の出現率 （23年度については5月実績）	16.5	17.1	17.3	17.3	16.7	要介護認定者数（1号）/65歳以上人口 各年度3月末実績 目標は、全国平均

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護等認定者数増加等に伴い、介護給付に係る費用が年々増加している。</li> <li>・在宅介護・施設介護サービスにかかる保険給付のトレンド（サービス別・要介護度別等の傾向）を的確に把握することが困難である。</li> </ul>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
統計資料等を充実し、保険給付の伸び等を適切に管理する。	介護保険事業の安定的かつ適切な運営を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	制度の根幹であり、事業規模を測る目安である。

（要質問状況）	H16.1定 介護給付費の伸び等の見直し及び地域特性に応じた抑制策と独自のサービスについて H16.4定 介護給付費の伸び等の予測とその対応策について H17.2定 介護度の低い人にも必要なヘルパー派遣等の打ち切りを行わないこと H18.3定 軽度者への福祉用具貸与の見直しについて / 施設入所者への負担軽減策について H20.4定 同居家族がいる場合の訪問介護サービスについて H22.2定 ショートステイの飛躍的充実について
---------	--

事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	福祉用具購入費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	佐藤 伸子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	福祉用具購入費(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠法令等	介護保険法第44・52・56条		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護等認定者が、入浴又は排泄の用に供する福祉用具その他厚生労働大臣が定める「特定福祉用具」を購入した場合、それらに係る福祉用具購入費を支出し、利用者の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護等認定者 福祉用具給付券取扱事業者				
内容	<p>1 対象となる福祉用具：腰掛便座、特殊尿器（21年度～便が自動的に吸引されるものを含む）、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具（都道府県指定特定福祉用具販売業者で購入したもの）</p> <p>2 限度額：毎年度10万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う。</p> <p>3 給付の流れ</p> <p>（1）給付券方式                  利用者は福祉用具購入前に区に給付券を申請                  区は利用者に給付券を発行                  利用者は福祉用具給付券取扱登録事業者に給付券を提示し利用者負担額を支払い、福祉用具を購入                  福祉用具給付券取扱登録事業者は区に保険給付額を請求                  区は福祉用具給付券取扱登録事業者に請求額を支払う</p> <p>（2）償還払い方式                  利用者は福祉用具購入後に区に申請                  区は申請に基づき利用者に保険給付額を支払う</p>				
経過	平成18年4月 福祉用具販売事業者指定制度導入（福祉用具販売を行うにあたり都道府県の指定が必要となる） 平成18年4月 移動用リフトの吊り具を購入できる対象者が要介護2以上となる（移動用リフト本体の貸与の対象者が要介護2以上であることが要件になったことに伴う） 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画毎の更新制とする。				
必要性	介護保険法により必須の事業				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【給付券方式】 給付券発行兼支給申請書受理 給付券及び完了届を利用者に送付（申請日から1週間～10日以内） 利用者が福祉用具購入後、事業所に1割支払う 事業者は請求書と利用者の完了届及び給付券を区へ提出。 区は月毎にまとめて事業者に対して支払を行う。 【償還払い方式】 福祉用具購入費支給申請書申請書受理 利用者に対して支払を行う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	23,500	26,503	27,250	23,563	25,296	24,210	25,157	
決算額（23年度は見込み）	23,295	23,184	25,527	22,994	24,158	23,218	25,157	
人件費等	7,757	5,124	5,978	5,082	6,515	6,976		
減価償却費						2,324		
【事務分担量】（%）	90	60	70	60	80	80		
合計（+ +）	31,052	28,308	31,505	28,076	30,673	30,194	25,157	
国（特定財源）	5,801	5,854	6,329	5,749	5,959	5,854	6,195	
都（特定財源）	2,912	2,898	3,191	2,875	4,227	4,063	4,402	
その他（特定財源）	22,339	19,556	21,985	19,452	20,487	20,277	14,560	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名(単位：件数)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	腰掛便座	301	304	313	296	302	303	
	特殊尿器	7	4	2	4	3	1	
	入浴補助用具	667	607	788	658	725	686	
	簡易浴槽	0	0	0	0	0	1	
	移動用リフトの吊り具	2	2	2	5	11	3	
	要支援1	46	27	53	50	53	79	
	要支援2		47	123	96	106	88	
	経過的要介護		19	0	0			
	要介護1	255	160	119	135	163	180	
	要介護2	177	142	159	152	185	188	
	要介護3	175	189	227	198	178	143	
	要介護4	118	141	131	123	138	114	
要介護5	45	37	58	50	39	38		

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	福祉用具購入費	24,158	福祉用具購入費	23,218	福祉用具購入費	25,157

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
	給付券方式の申請書受理件数比率（％）	49.7%	62.6%	66.4%	70.0%	80.0	給付券方式の申請書受理件数 / 年間福祉用具支給申請受理件数
	給付券払（件数）	392	539	557	559		
	償還払（件数）	397	323	282	240		
	給付券取扱事業者比率（％）	100	100	100	100	100.0	給付券取扱事業者数 / 荒川区内都指定福祉用具販売事業者数

（問題点・課題分析）	福祉用具貸与の事業者と比較して、介護保険制度そのものに対する理解が低い部分がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所の介護保険制度への理解を深め、適切な保険給付を行うことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	住宅改修費	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	稲葉 幸子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	住宅改修費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	12 年度	根拠	介護保険法第45条、第57条	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	居宅の要介護者が、介護保険制度における住宅改修を行う際に保険給付をすることにより、要介護者の日常生活の負担軽減を図ることを目的とする。				
対象者等	要介護・要支援認定者				
内容	<p>1 対象となる住宅改修：サービス利用者本人が現に生活している住宅（住民票上登録している住居）の手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止、引き戸等への取替え、洋式便座等への取替え及びこれらに付帯して必要な工事（H21～ドアノブの交換、戸車の取替えについて、国通知により正式に改修対象となった。）</p> <p>2 限度額：1住宅あたり20万円を限度額とし、利用者はその1割を支払う</p> <p>3 給付の流れ</p> <p>（1）給付券方式                  利用者は事前に住宅改修工事を申請                  区は利用者に給付券を発行                  利用者は住宅改修給付券取扱登録事業所に給付券を渡して、工事完了後に利用者負担額（1割分）を支払う                  住宅改修給付券取扱登録事業所は工事完了後に区に保険給付額を請求                  区は住宅改修給付券取扱登録事業所に請求額を支払う</p> <p>（2）償還払い方式                  利用者は事前に住宅改修工事を申請                  利用者は住宅改修工事完了を区に届出                  区は申請に基づき利用者に負担額を支払う                  償還払い方式については、下記の場合のみ利用できる。                  ・サービス利用者本人が自宅で生活していない（入院中など）が、退院予定が明確であり、また、退院までに工事を行わなければならない理由がある場合。                  ・給付券登録事業所以外の施工事業所を利用する場合。</p>				
経過	平成13年4月 給付券方式による受領委任払いの取扱いを開始 平成18年4月 償還払い方式事前申請制度開始 平成21年4月 給付券取扱事業者登録を区外事業者も認め、事業計画期間ごとの更新制とする。				
必要性	介護保険法の規定により必須の事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 支払方法（給付券方式）・・・区独自事業 事業者からの工事完了届出及び請求後、翌月末に事業者を支払う （償還払い方式）利用者からの工事完了届出後、翌月末までに区が利用者を支払う				

予 算	（単位：千円）							
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予 算・決 算 額 等 の 推 移	予算額	79,692	80,894	95,122	64,582	73,431	76,165	69,386
	決算額（23年度は見込み）	78,569	64,029	67,380	58,497	64,385	76,164	69,386
	人件費等	7,326	5,978	7,686	7,623	6,515	5,232	
	減価償却費						1,743	
	【事務分担量】（%）	85	70	90	90	80	60	
	合計（+ +）	85,895	70,007	75,066	66,120	70,900	81,396	69,386
	国（特定財源）	19,644	16,167	16,677	14,624	15,883	19,207	17,089
	都（特定財源）	10,056	8,004	8,432	7,312	11,267	13,328	12,142
	その他（特定財源）	56,195	45,836	49,957	44,184	43,750	48,861	40,155
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実 績 の 推 移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	手すりの取付け	650	564	625	584	640	719	
	床段差解消	178	124	160	116	132	174	
	滑り止めの防止	35	50	34	25	21	30	
	引き戸等への取替え	66	53	68	65	68	92	
	洋式便座等への取替え	96	77	70	22	67	94	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	住宅改修費	64,385	住宅改修費	76,164	住宅改修費	69,386

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
給付券方式の支払件数 比率（%）		76.7%	76.9%	82.3%	83.8%	85.0%	給付券方式の申請書受理件数 / 年間受理 件数（全）
給付券払		493	532	644	644		
償還払		149	159	138	124		

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度の法改正により、償還払いによる給付の場合も含めて「事前申請」が義務付けられたが、一部の事業者 者に理解されていない状況がある。</li> <li>・事業所によって住宅改修施工費の平準化が難しく、利用者に適した工事が行われているかの確認が難しい。</li> </ul>
他区の実 施状況	（実施 22 区                      未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	事業所に対して介護保険制度等にかかる説明会等を実施する。	事業所の介護保険制度への理解を深め、適切な保険給付を行うことができる。
	毎月行っている利用者宅訪問調査を充実させる。	改修後の状況把握ができ、利用者の意見抽出が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者サービスに直接関わるものである。

状況（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村 総司
		<b>担当者名</b>	佐藤 伸子	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	特定入所者介護サービス等費(01-01-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（ 23年度 22年度 ）	建設事業	それ以外の継続事業		
<b>開始年度</b>	昭和 平成 17 年度	<b>根拠法令等</b>	介護保険法		
<b>終期設定</b>	有 無 年度				
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準	<b>計画区分</b>	計画	非計画	
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	区民税世帯非課税等の低所得者について、介護保険施設サービス、短期入所サービスの利用に係る食費居住費の負担を軽減する。				
<b>対象者等</b>	要介護・要支援認定者で、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者 介護保険施設及び短期入所サービス事業所 東京都国民健康保険団体連合会				
<b>内容</b>	<p>要介護・要支援認定者のうち、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者であって、施設サービス等で食費・居住費等に係るサービスを受けた場合、所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分を特定入所者介護サービス費として支給する。</p> <p>(1) サービスの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設の食費・居住費</li> <li>・短期入所生活（療養）介護に係る食費・滞在費</li> </ul> <p>(2) 給付の流れ</p> <p>要介護・要支援認定者は区に負担限度額認定の申請をする 利用者負担第1～3段階の被保険者に対して認定証を交付 保険者は国保連に負担限度額を受給者情報を提供 被保険者はサービスを受ける事業所に認定証を提示 事業者は認定証を確認し、負担限度額の範囲内で支払を受ける 事業者は国保連に特定入所者介護サービス費を請求 国保連は請求内容を受給者情報と突合し、審査・支払を行う</p>				
	<pre> graph TD     A[被保険者] -- 申請 --&gt; B[保険者]     B -- 認定証交付 --&gt; A     A -- 認定証提示サービス利用 --&gt; C[施設]     C -- 請求 --&gt; D[国保連]     D -- 審査・支払 --&gt; C     D -- 受給者情報 --&gt; B     B -- 負担限度額の申請から特定入所者介護サービス費の支給まで --&gt; D     </pre>				
<b>経過</b>	平成17年10月 介護保険制度一部改正で、施設サービス（ショートステイを含む）利用の際の食費・居住費等が原則自己負担となったことにより事業新設				
<b>必要性</b>	介護保険法の規定により必須の事業				
<b>実施方法</b>	( 2一部委託 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ) 審査支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託 (審査件数 1 件あたり@95円)				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	( 単位：千円 )							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
予算額	123,668	288,311	328,225	290,309	296,486	300,075	301,535	
決算額（23年度は見込み）	119,339	285,977	284,655	289,897	296,485	297,578	301,535	
人件費等	2,586	854	854	847	814	1,744		
減価償却費						581		
【事務分担量】（%）	30	10	10	10	10	20		
合計（ + + ）	121,925	286,831	285,509	290,744	297,299	299,322	301,535	
国（特定財源）	29,719	58,624	57,151	58,525	59,345	75,678	59,191	
都（特定財源）	14,917	49,329	48,994	49,839	50,858	52,513	90,460	
その他（特定財源）	77,289	178,878	179,364	182,380	187,096	171,131	151,884	
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実 績 の 推 移	<b>事項名</b>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	利用件数（件）	4,402	10,543	10,576	10,870	11,195	11,328	

事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	特定入所者介護サービス費	296,485	特定入所者介護サービス費	297,578	特定入所者介護サービス費	301,535

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	負担限度額認定証交付件数	1,140	1,200	1,272	1,188	-	

問題点・課題 (指標分析)	年度途中の税額変更等認定の可否に係る個人情報についてシステムでの抽出が困難である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
認定の可否に係る個人情報が容易に取得できるようシステム変更等を含めて検討する。	適切な保険給付を行うことができる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基く必須事務事業であり、利用者負担に直接関わるものである。

議会議事録 (要旨)	
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	高額介護サービス費	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村 総司
		<b>担当者名</b>	青木 順子	<b>内線</b>	2 4 3 2
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	高額介護サービス費等(01-01-01)				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	12 年度	<b>根拠法令等</b>	介護保険法51条・61条	
<b>終期設定</b>	有 無	年度			
<b>実施基準</b>	法令基準内 都基準内 区独自基準		<b>計画区分</b>	計画	非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	要介護・要支援認定者が利用した介護サービス及び施設サービス等の費用が一定の上限額を超えた場合、又は前記費用に本人と家族の医療費を加えた費用が一定の上限額を超えた場合に、超過分を支給することによって自己負担の軽減を図ることを目的とする。				
<b>対象者等</b>	高額介護サービス等費・高額医療合算介護サービス等費に該当する要介護・要支援認定者				
<b>内容</b>	<p>1 高額介護サービス費</p> <p>(1) 自己負担上限額 生活保護の被保護者・区民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円以下）...15,000円/月 区民税世帯非課税者（所得金額等が80万円を超える）...24,600円/月 一般...37,200円/月</p> <p>(2) 給付の流れ サービスの提供 事業所からの請求 国保連の審査 介護保険電算システムによる該当者抽出 該当者に申請を勧奨する。（サービス提供月のおよそ翌々月） サービス利用者の申請に基づき、区が支給決定通知し、支給する。 2回目以降は の申請は省略、支給決定通知のみ送付し、支給金額は登録済みの口座に振込む。</p> <p>(3) 支給方法 毎月支給処理（振込）を行う。 （1,000円未満の小額支給については保留し、1,000円以上となった時点で支給する）</p> <p>2 高額医療合算介護サービス費</p> <p>(1) 自己負担上限額（加入する医療保険、所得に応じて変わる・計算期間 平成21年8月1日～平成22年7月31日） 70歳以上の者がいる世帯 現役並所得者 67万円、区民税課税世帯56万円、低所得者 31万円、低所得者 19万円 70歳未満の者がいる世帯 現役並所得者126万円、区民税課税世帯67万円、低所得者34万円</p> <p>(2) 給付の流れ 対象者が介護保険者より自己負担額証明書を取得 対象者は を添えて医療保険者に請求 医療保険者は を基に医療と介護の合算負担額を算出、按分し両保険者の負担割合を計算 医療保険者は計算結果連絡表を介護保険者に送付するとともに医療保険者負担額を対象者へ支給 介護保険者は に基づき介護保険者負担額を対象者へ支給 支給は年1回 （公的医療保険の加入者に対しては仮算定を行い、医療保険者が勧奨通知を送付する）</p>				
<b>経過</b>	平成13年10月 高額介護サービス費支給の開始 平成15年 4月 申請時の領収書確認を廃止 平成17年10月 自己負担上限額の見直し、2回目以降の申請省略 平成18年10月 委任状による親族口座への振込みが可能になる 平成20年4月 高額医療・高額介護合算制度の開始（申請開始は平成22年1月22日から）				
<b>必要性</b>	介護保険法の規定により必須の事業				
<b>実施方法</b>	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 生活保護受給者分の審査・支払については、東京都国民健康保険団体連合会に委託。 （審査件数1件あたり@95円）				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算額	113,312	180,815	192,325	219,651	259,730	270,735	257,051
	決算額（23年度は見込み）	112,598	180,044	190,369	202,632	254,375	270,572	257,051
	人件費等	3,448	5,124	7,686	5,929	6,108	6,540	
	減価償却費						2,179	
	【事務分担量】（%）	40	60	90	70	75	75	
	合計（+ +）	116,046	185,168	198,055	208,561	260,483	277,112	257,051
	国（特定財源）	28,041	45,459	47,193	60,873	62,754	68,237	63,311
	都（特定財源）	14,075	22,506	23,796	30,463	44,515	47,350	44,983
	その他（特定財源）	73,930	117,203	127,066	117,225	153,214	161,525	148,757
一般財源	0	0	0	0	0	0	0	
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	生活保護の被保護者等（基準額15,000円）	3,204件	3,451件	3,573件	3,465件	4,006件	4,657件	
	区民税非課税で年収80万円以下（基準額15,000円）	1,976件	10,088件	10,428件	11,589件	11,865件	12,297件	
	区民税非課税で年収80万円超（基準額24,600円）	7,467件	2,797件	2,535件	2,870件	3,225件	3,674件	
	一般（基準額37,200円）	1,634件	1,650件	1,828件	1,937件	2,249件	2,648件	
	高額介護合算サービス費（平成21年度受付開始）					684件	1,009件	

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
負	高額介護サービス費		226,051	高額介護サービス費	237,033	高額介護サービス等費	257,051
	高額医療合算介護サービス費（後期高齢者分）		27,163	高額医療合算介護サービス費（後期高齢者分）	32,278		
	高額医療合算介護サービス費（国民健康保険分）		1,161	高額医療合算介護サービス費（国民健康保険分）	1,261		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値（25年度）	
標	高額介護支給件数（単位：件）	19,861	21,732	23,274	22,000		平成22年度申請勧奨件数1163件
	高額医療合算介護サービス費・後期高齢者分（単位：件）		654	972	1,000		平成22年度申請勧奨件数1360件
	高額医療合算介護サービス費・国民健康保険分（単位：件）		30	37	50		平成22年度申請勧奨件数 45件

（問題点・課題）	高額医療合算介護サービス費について勧奨対象となっていない被用者医療保険の加入者からの申請が低調である（平成22年度2件（共に不支給） 介護利用者中の被用者保険被保険者数 推計312名 （年齢別国保加入者、生保受給者の人口比から推計）
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業であり、利用者負担に直接係るものである。

議（要旨）	
-------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

<b>事務事業名</b>	いきいきボランティアポイント制度 事業	<b>部課名</b>	福祉部介護保険課	<b>課長名</b>	木村総司
		<b>担当者名</b>	土屋仁恵	<b>内線</b>	2432
<b>事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）</b>	いきいきボランティアポイント制度事業費				
<b>事務事業の種類</b>	新規事業（23年度 22年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
<b>開始年度</b>	昭和 平成	23 年度	<b>根拠</b>	介護保険法第115条の44、いきいきボランティアポイント制度事業実施要綱	
<b>終期設定</b>	有 無	年度	<b>法令等</b>		
<b>実施基準</b>	法令基準内	都基準内	区独自基準	<b>計画区分</b>	計画 非計画
<b>行政評価事業体系</b>	<b>分野</b>	生涯健康都市[ ]			
	<b>政策</b>	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	<b>施策</b>	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
<b>目的</b>	高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、ボランティア活動を通じて高齢者自らの介護予防を促進するとともに、元気な高齢者が暮らす地域社会を作ること及び当該ボランティアを行うことで介護給付の抑制につなげ実質的な介護保険料の負担軽減を図る。				
<b>対象者等</b>	荒川区在住の第1号被保険者				
<b>内容</b>	<p>1 対象となるボランティア活動 区が指定する介護保険施設等におけるボランティア活動（シーツ交換、お茶出し、傾聴等）</p> <p>2 ボランティア登録・ポイントの換金等 ボランティア登録に当たっては、原則として、区が実施するボランティア説明会を受講することとする。説明会は、年10回程度開催し、講師については、荒川区社会福祉協議会や本区の職員が担当する。 ボランティア登録を行った方に対して、いきいきボランティア手帳を交付する。 指定の施設等において、ボランティア活動1時間につき1個（1日最大2個）のスタンプをボランティア手帳に押印する。 スタンプ1個につき100ポイントを付与し、1,000ポイント以上貯まった方に対し、申請に基づき、翌年度に交付金を支給する。（100ポイントにつき100円とし、年度ごとに5,000円を上限とする。）</p>				
<b>経過</b>	平成23年度からの新規事業				
<b>必要性</b>	増加する介護給付費の抑制及び実質的な保険料負担の軽減策として必要である。				
<b>実施方法</b>	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
<b>予算・決算額等の推移</b>	予算額							434
	決算額（23年度は見込み）							434
	人件費等							
	減価償却費							
	【事務分担量】（%）							
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	0	434
<b>実績の推移</b>	国（特定財源）							
	都（特定財源）							434
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
<b>実績の推移</b>	<b>事項名</b>	<b>17年度</b>	<b>18年度</b>	<b>19年度</b>	<b>20年度</b>	<b>21年度</b>	<b>22年度</b>	<b>23年度</b>
	ボランティア登録者数							240

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					説明会講師	45
	一般需用費					その他消耗品	152
						ボランティア手帳作成	100
	保険料					ボランティア保険	72
	使用料及び賃借料					説明会会場使用料	65

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
	ボランティア登録者数				240	240	年度末における登録見込み

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度からの新規事業であるため、まずは事業について広く対象者に知ってもらう必要がある。</li> <li>・ボランティア参加者と施設における受入人数とのバランスに留意しながら、円滑な制度運用を行い、ボランティア参加者と受入施設の両方を増やしていく必要がある。</li> <li>・交付金申請の状況などから参加者の活動状況を把握し、特に顕著な活動実績のあった方に対する企業や店舗等の協賛による特典などについて検討する。</li> </ul>
他区の実況	（実施 10 区                      未実施 12 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
事業実施初年度の課題と成果を踏まえて、より効果的な周知方法や運用方法、特典などを検討する。	より多くの高齢者に参加してもらうことで、高齢者自身の介護予防を促進し、元気な高齢者が暮らす地域づくりにつなげ介護給付費の抑制による実質的な介護保険料の軽減を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	高齢者のボランティア活動を奨励・支援することは、介護予防の促進や元気な高齢者が暮らす地域づくりに資するものであるとともに、介護給付費の抑制による実質的な介護保険料の軽減にも寄与し得るものであり、本年度の新規事業として、優先度は高い。

況議 （要旨） 問状	
------------------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	住宅改修理由書作成経費の助成	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司
		担当者名	稲葉 幸子	内線	2432
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	(地域支援事業費) その他事業(01-03-02)				
事務事業の種類	新規事業 ( 23年度 22年度 )	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	介護保険法第115条		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]			
目的	介護保険事業における住宅改修費の申請に際し、住宅改修理由書を作成したケアマネジャー等が、その申請者に対し居宅介護支援サービス（ケアプラン作成）を行っていない場合に限り、所属する指定居宅介護支援事業者に対して理由書作成経費の一部を助成することにより、適正な住宅改修の実施を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険住宅改修費支給に係る住宅改修理由書を作成した指定居宅介護支援事業者等				
内容	<p>助成対象事業 介護保険事業における住宅改修費支給に係る理由書の作成 ただし、利用者が、当該住宅改修工事について、住宅改修費の支給を受けていることを条件とする。 まだ支給を受けていない、または結果として支給を受けられなかった住宅改修費支給申請に係る理由書作成経費は、本事業の対象とならない。</p> <p>助成金額 1件につき2,000円</p>				
経過	<p>平成12年4月 介護保険法施行時から実施。 平成15年4月 助成対象を居宅介護支援サービスを受けていない要介護者等に対する理由書作成のみとすることに変更。 平成18年4月 介護保険法改正に伴う地域支援事業の創設により、地域支援事業（任意事業）として実施。</p>				
必要性	サービス計画を立てていない利用者（ケアマネジャーの介護報酬が算定できない）の住宅改修の円滑な実施のため、必要不可欠である。				
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )				

		(単位：千円)						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	160	158	138	164	194	228	228
	決算額(23年度は見込み)	100	102	138	162	164	190	228
	人件費等	431	854	854	847	407	436	
	減価償却費						145	
	【事務分担量】(%)	5	10	10	10	5	5	
	合計(+ +)	531	956	992	1,009	571	626	228
	国(特定財源)	50	41	56	65	66	76	91
	都(特定財源)	25	21	28	32	33	38	46
	その他(特定財源)	456	894	908	912	472	512	91
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	助成件数(件)	50	51	63	81	82	95	90

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金	理由書作成費助成	164	理由書作成費助成	190	理由書作成費助成	228

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	助成件数（件）	81	82	95	90	114	

（問題点・課題分析）	<p>ケアマネジャーがいない場合の住宅改修理由書については、地域包括支援センターの職員が作成する機会が多いが、その作成にかかる経費として本助成を実施している。請求が出されても、住宅改修をした利用者に住宅改修費が支給されなければ補助金がありず支払いに時間がかかる。</p>
他区の実況	（ 実施 22 区                      未実施 0 区 ）

問題点・課題の改善策検討		
	平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用者本人に対する住宅改修費支給を円滑にするため、ほとんどの請求手続をする事業者に対し、申請等の際に住宅改修の手続について全体の流れを説明する。	理由書作成費助成の利用促進及び円滑な支払ができる。
	本事業の実態に合わせた形に、要綱の改正を検討する。	理由書作成費助成の効率的な執行ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	介護保険制度を補う国の補助事業である。

況議（要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No1

事務事業名	介護保険事業特別会計の管理	部課名	福祉部介護保険課	課長名	木村 総司	
		担当者名	尾内加代	内線	2431	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（23年度）	【一般会計】介護保険事業特別会計繰出金（01-01-01） 【特別会計】財政安定化基金拠出金(01-01-01)、介護保険給付準備基金積立金（01-01-01）、介護従事者処遇改善特例基金積立金（01-01-01）、財政安定化基金償還金(01-01-01)、償還金(01-01-01)、一般会計繰出金(01-01-01)、予備費(01-01-01)					
事務事業の種類	新規事業（23年度 22年度）	建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	介護保険法第147条、荒川区介護保険給付準備基金条例、介護給付費負担金交付要綱等			
終期設定	有 無 年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[ ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	介護保険サービスの基盤整備[02-04]				
目的	介護保険事業特別会計の安定的な運営を行うことを目的とする。					
対象者等						
内容	<p>(1) 介護給付費準備基金積立金 事業計画期間中（3ヵ年）の財政収支の安定化を図るため、区に設置することとされている。第1号保険料の余剰金を基金に積み立て、必要に応じてこれを取り崩し介護給付費の支払費用に充てる。第4期は介護保険事業計画期は、介護保険料の上昇を抑制するため、平成22年度に介護給付準備基金積立金を全額取崩した。</p> <p>(2) 介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金 介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度の介護報酬改定では、全国平均+3.0%の増改定が行われたが、それに伴う第4期介護保険事業計画期（21～23年度）の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成20年度中に特例交付金が交付された。その交付金を基金に受け入れ、平成21年度については上昇分の全額を、平成22年度については上昇分の半額をそれぞれ取り崩し、保険料の上昇を段階的に抑制する。なお、荒川区においては、平成22年度上昇分の半額及び平成23年度上昇分の全額について、介護給付準備基金を取り崩し、第4期3ヵ年の保険料をフラット化することとしている。</p> <p>(3) 財政安定化基金拠出金・財政安定化基金償還金 給付の見通しを上回って生じた給付費の増や、通常の徴収努力を行ってもなお生じた保険料の未納による介護保険財政の赤字について、介護給付費準備基金を取り崩しても補うことができない場合、その資金の交付・貸付金を都道府県が区市町村に対して行う制度である。 ・基金への拠出金については、国、都道府県、区（第1号被保険者の保険料を充当）で1/3ずつ負担する。 ・拠出率 標準給付費等の0.3/1000（第4期（平成21年度から）の拠出率は0.0/1000） 荒川区においては、第2期（平成17年度）に借り入れを行い、第3期に全額償還した。 また、第4期である平成22年度においても借り入れを行い、平成23年度も借り入れる予定である。</p> <p>(4) 償還金・一般会計繰出金（繰戻し） 当該年度において、負担金等を実績見込額で申請し、翌年度に見込額と実績額との超過金の精算を行う。 〔介護給付費に対する国・都・区・社会保険診療報酬支払基金の負担割合〕 居宅給付費 国庫負担金 25%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 12.5%、区負担金（介護事業特別会計繰出金） 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 30% 施設等給付費 国庫負担金 20%（うち財政調整交付金分 5%）、都負担金 17.5%、区負担金（介護保険事業特別会計繰出金） 12.5%、社会保険診療報酬支払基金 30%</p> <p>(5) 予備費</p>					
	経過					
	必要性	介護保険法の規定により必須の事業				
	実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		17年度	18年度	19 年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予算・決算額等の推移	予算額	70,288	265,015	307,748	423,870	315,891	174,895	50,004
	決算額（23年度は見込み）	63,538	264,304	299,922	375,911	304,451	165,018	50,004
	人件費等	4,310	2,562	2,562	3,388	3,258	6,104	
	減価償却費						2,034	
	【事務分担当】（%）	50	30	30	40	60	70	
	合計（+ +）	67,848	266,866	302,484	379,299	307,709	171,122	50,004
	国（特定財源）							
	都（特定財源）						11,855	
	その他（特定財源）	63,538	264,304	299,922	375,911	304,451	153,163	50,004
	一般財源	0	0	0	0	0	0	0
実績の推移	事項名	17年度	18年度	19 年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	財政安定化基金拠出率(%)	0.10	0.03	0.03	0.03	0.00	0.00	0.00
	財政安定化基金借入額(千円)	109,963	0	0	0	0	11,855	423,087
	財政安定化基金償還額(千円)		37,509	36,654	36,654	0	0	0
	介護給付準備基金残高(千円)	0	13,087	134,308	25,568	202,624	0	0
	償還金(国・都・基金)	40,592	76,815	99,515	33,088	221,347	82,939	40,000
	償還金(一般会計繰戻金)	10,694	125,227	23,020	18,239	75,824	68,078	
予備費充当件数	4	2	2	4	3	2		

# 事務事業分析シート（平成23年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成21年度（決算）		平成22年度（決算）		平成23年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		繰出金（一般会計）	介護給付費繰出金	1,455,263	介護給付費繰出金	1,525,474	介護給付費繰出金
	地域支援事業繰出金	52,856	地域支援事業繰出金	54,892	地域支援事業繰出金	56,236	
	その他の繰出金	468,721	その他の繰出金	457,998	その他の繰出金	576,600	
積立金	準備基金積立金	7,020	準備基金積立金	13,999	準備基金積立金	1	
	臨時特例基金積立金	8	臨時特例基金積立金	2	臨時特例基金積立金	1	
負担金補助	財政安定化基金拠出金	0	財政安定化基金拠出金	0	財政安定化基金拠出金	1	
償還金	財政安定化基金償還金	0	財政安定化基金償還金	0	財政安定化基金償還金	1	
	償還金(国・都・基金)	221,347	償還金(国・都・基金)	82,939	償還金(国・都・基金)	40,000	
	償還金(一般会計繰戻金)	75,824	償還金(一般会計繰戻金)	68,078	償還金(一般会計繰戻金)	10,000	
予備費	予備費	252	予備費	135	予備費	10,000	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		20年度	21年度	22年度	23年度	目標値 (25年度)	
標	調整交付金の交付率	4.88%	4.67%	5.22%	4.63%		

(問題点・課題 指標分析)	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成24年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	法に基づく必須事務事業である。

議(要旨)問(状況)	
------------	--